

第3回阿蘇市議会会議録

1. 平成 27 年 3 月 6 日 午前 10 時 00 分 招集
2. 平成 27 年 3 月 10 日 午前 10 時 00 分 開議
3. 平成 27 年 3 月 10 日 午後 2 時 53 分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場

出席議員

1 番	立 石 昭 夫	2 番	竹 原 祐 一
3 番	岩 下 礼 治	4 番	谷 崎 利 浩
5 番	園 田 浩 文	6 番	菅 敏 徳
7 番	市 原 正	8 番	森 元 秀 一
9 番	河 崎 徳 雄	10 番	大 倉 幸 也
11 番	湯 淺 正 司	12 番	田 中 弘 子
13 番	五 嶋 義 行	14 番	高 宮 正 行
15 番	古 澤 國 義	16 番	阿 南 誠 藏
17 番	古 木 孝 宏	18 番	田 中 則 次
19 番	井 手 明 廣	20 番	藏 原 博 敏

欠席議員

な し

6. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	宮 川 清 喜
教 育 長	阿 南 誠 一 郎	総 務 部 長	和 田 一 彦
市 民 部 長	佐 藤 菊 男	経 済 部 長	渡 邊 孝 司
土 木 部 長	伊 藤 繁 樹	教 育 部 長	園 田 羊 一
総 務 課 長	高 木 洋	福 祉 課 長	山 口 貴 生
農 政 課 長	本 山 英 二	建 設 課 長	井 八 夫
財 政 課 長	宮 崎 隆	教育委員会教育課長	日 田 勝 也
税 務 課 長	藤 井 栄 治	ほ け ん 課 長	岩 下 ま ゆ み
観光まちづくり課長	吉 良 玲 二	住 環 境 課 長	阿 部 節 生
市 民 課 長	橋 本 紀 代 美	水 道 課 長	丸 野 雄 司
農業委員会事務局長	田 口 求	人 権 啓 発 課 長	下 村 裕 二
内 牧 支 所 長	古 閑 政 則	波 野 支 所 長	坂 口 英 昭
会 計 課 長	山 口 正 孝	監査委員事務局長	小 嶋 穂 壽 美
阿蘇医療センター事務局長	井 野 孝 文		

7.職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 嵯 寛 二 議会事務局次長 若 宮 一 男
書 記 佐 藤 由 美

8.議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|--------|----------|--------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 33 号 | 平成 27 年度阿蘇市一般会計予算について |
| 日程第 2 | 議案第 34 号 | 平成 27 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について |
| 日程第 3 | 議案第 35 号 | 平成 27 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について |
| 日程第 4 | 議案第 36 号 | 平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について |
| 日程第 5 | 議案第 37 号 | 平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について |
| 日程第 6 | 議案第 38 号 | 平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について |
| 日程第 7 | 議案第 39 号 | 平成 27 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について |
| 日程第 8 | 議案第 40 号 | 平成 27 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について |
| 日程第 9 | 議案第 41 号 | 平成 27 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について |
| 日程第 10 | 議案第 42 号 | 平成 27 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について |
| 日程第 11 | 議案第 43 号 | 平成 27 年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について |
| 日程第 12 | 議案第 44 号 | 平成 27 年度阿蘇市水道事業会計予算について |
| 日程第 13 | 議案第 45 号 | 平成 27 年度阿蘇市病院事業会計予算について |
| 日程第 14 | 請願第 1 号 | 手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願 |
| 日程第 15 | 請願第 2 号 | 青少年健全育成基本法の制定を求める請願 |

午前 10 時 00 分 開会

1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） 皆さん、おはようございます。

私事になりますが、風邪のために大変お聞き苦しい点があるかと思います。

どうぞ、お許しをいただきたいと思います。

ただ今の出席議員は 20 名であります。

従いまして、出席数に達しておりますので、平成 27 年第 3 回阿蘇市議会定例会をこれから開会致します。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

それでは早速、議事に入ります。

日程第1 議案第33号 平成27年度阿蘇市一般会計予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第1、議案第33号「平成27年度阿蘇市一般会計予算について」を議題と致します。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） おはようございます。

ただ今議題とさせていただきました、別冊8になります。

議案第33号「平成27年度阿蘇市一般会計予算について」ご説明を致します。

1ページをお願い致します。

第1条になりますが、歳入歳出予算総額を前年度比7.5%増の169億3,022万2,000円と致しております。

それでは、少し長くなりますが、主な部分を説明致します。

12ページをお願い致します。

歳入になりますが、歳出事業に関する部分は一部歳出の欄でご説明致します。

まず、款1市税、項1市民税、目2法人につきましては、企業収益の回復等により3,535万1,000円増収で計上を致しております。

その下の段になります。

固定資産税です。

款1市税、項2固定資産税、目1固定資産税におきましては、評価替等に伴いまして2,426万9,000円の減収で計上を致しております。

14ページをお願い致します。

下から2段目になります。

款6地方消費税交付金につきましては、消費税8%になった分が平成27年度は全て反映されるため4億540万円計上を致しております。

なお、そのうち1億2,140万円につきましては、社会保障経費に充てるということが義務付けられております。

15ページをお願い致します。

中段になります。

款10地方交付税でございます。地方交付税につきましては、本年より合併算定替に伴う算入が終了し、段階的に減額が始まります。合併特例債等の算入増もありますが、普通交付税につきましては5,500万円の減で計上致しております。

なお、普通交付税は7月中旬に確定致しますので、差額分は補正予算で対応したいという

ふうに考えております。

20 ページをお願い致します。

下の段になりますが、款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 4 教育費国庫負担金の公立学校施設整備費負担金、これにつきましては、一の宮中校区統合小学校整備事業の財源として 4 億 3,531 万 2,000 円を計上致しております。

22 ページをお願い致します。

項 2 国庫補助金、目 8 教育費国庫補助金、節 2 小学校費補助金の学校施設環境改善交付金 5,109 万 2,000 円につきましても、一の宮中校区統合小学校整備事業の国庫補助金ということになります。

その下の段の次の、節 3 中学校費補助金の学校施設環境改善交付金 9,510 万円につきましては、一の宮中学校耐震補強及び改修工事分の第 2 期になりますが、その分と天井落下防止工事に対する補助金というかたちになります。

24 ページをお願い致します。

款 15 県支出金になります。項 2 県補助金、目 2 民生費県補助金の節 4 児童福祉費補助金のところです。

その児童福祉費補助金の下段になります。保育所等緊急整備事業補助金 1 億 904 万 1,000 円と、認定こども園緊急整備事業補助金 525 万円につきましては、熊本YMCA黒川保育園の移転新築に伴う県補助金となります。

25 ページをお願い致します。

一番上の段になります。

目 4 農林水産業費県補助金、節 1 農業費補助金の多面的機能支払交付金につきましては、いわゆる今までの農地水の分になります。

しかし、各組織への交付の仕方が、今までの熊本県土地改良事業団体連合会の中にあります、地域協議会に国、県、市の分が納入され、協議会の方から各組織へ交付されておりましたが、平成 27 年度からは全て市に納入され、市から各組織へ交付というかたちに変更されたため、県補助金として 3 億 768 万 2,000 円を計上致しております。

同じページの、目 5 商工費県補助金につきましては、県の緊急雇用創出基金事業が終了いたしましたため、9,665 万 2,000 円の皆減というかたちになっております。

26 ページをお願い致します。

款 15 県支出金、項 3 県委託金、目 1 総務費県委託金、節 5 統計調査費委託金につきましては、本年 10 月 1 日を基準日と致しまして、5 年に 1 度の国勢調査が実施されますので、その委託金として 1,110 万 7,000 円を計上致しております。

31 ページをお願い致します。

中段になります。

款 18 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金につきましては、普通交付税の額がまだ未確定のため、財源調整として計上させていただいております。

同じページの、目 6 教育施設整備基金繰入金につきましては、歳出の欄でご説明を致しま

す。

34 ページをお願い致します。

下から 2 段目になります。

款 20 諸収入、項 5 雑入、目 1 雑入でございますが、コミュニティ助成事業につきましては、公民館の備品購入事業などとして、旧行政区分の助成金を計上致しております。

36 ページをお願い致します。

款 21 市債でございます。詳細は歳出の欄でご説明致しますが、項 1 市債、目 3 衛生債、この部分の簡易水道施設整備事業の 1,650 万円につきましては、波野地区の坂の上地区の整備に伴う分で、一般会計の方で過疎債を起こしまして、そのまま水道会計へ繰出すというものでございます。

39 ページをお願い致します。

ここから歳出になります。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費につきましては、前年比 1,137 万 2,000 円の増となっておりますが、主な要因は 41 ページをお願い致します。

41 ページの節 13 委託料の中の、個人情報取扱事務整備支援業務委託料 345 万 6,000 円、例規整備としてのマイナンバー制度分 216 万円、それと行政不服審査法関連の 334 万 8,000 円の新規計上によるものが要因というふうになっております。

48 ページをお願い致します。

48 ページの目 8 情報管理費につきましては、前年比 4,727 万 2,000 円の増となっております。

この部分につきましては、49 ページをお願い致します。

49 ページの節 13 委託料の一番下の段になります。

社会保障・税番号制度システム改修委託料 3,012 万 4,000 円と、その次の 50 ページの節 19 負担金補助及び交付金の中にあります社会保障に関連致しますが、システムの間接サービス利用負担金 653 万 6,000 円の新規計上によるものが主な要因となります。

54 ページをお願い致します。

項 2 徴税费になります。

目 2 賦課徴收费につきましては、前年比 4,108 万 6,000 円の減額となっておりますが、主に平成 24 年度より実施してまいりました家屋の全棟調査、この全棟調査が平成 26 年度をもって終了したことにより、大幅な減額というかたちになっております。

58 ページをお願い致します。

項 4 選挙費になりますが、目 7 熊本県知事選挙費と、次の 59 ページの目 8 熊本県議会議員選挙費につきましては、皆増で計上致しております。

64 ページをお願い致します。

款 3 民生費に入ります。

項 1 社会福祉費、目 3 障害者福祉費の節 20 扶助費の中の自立支援給付費、それと障害児給付費につきましては、平成 26 年度までは自立支援給付費の中に障害児給付費分も含んでおり

ました。

しかし、本年より2つに分けて記載することになっております。

なお、費用といたしましては、前年より約4,200万円増加をしております。

財源につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1というふうになっております。

72ページをお願い致します。

同じく、民生費の項2児童福祉費、目1児童福祉総務費につきましては、子育て世帯臨時特例給付金の終了に伴いまして、前年比4,150万6,000円の減額というふうなかたちになっております。

73ページをお願い致します。

目3児童運営費につきましては、前年比4億9,925万3,000円という大幅な増額というかたちになっておりますが、主な理由と致しましては、まず74ページをお願い致します。

節13委託料の一番下の段になります。

病児病後児保育事業委託料665万円とですね、次の節19負担金補助及び交付金にあります補助金50万円、この合計715万円は新たにに取り組む事業となります。

保護者が就労している場合などにおいて、子供が病気の際に自宅での保育が困難な場合に、一時的に保育することにより、現状のニーズに沿った児童福祉の向上を図ることを目的と致しております。

なお、委託先は阿蘇医療センターとしております。

財源と致しましては、国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1というふうになっております。

75ページをお願い致します。

その他の増額要因でございますが、4月よりスタート致します、子ども・子育て支援新制度によりまして、施設型給付金制度となることに伴い、補助金が大幅に増加しております。

また、75ページの一番下の段になりますが、ちょっと見にくいんですが、保育所等緊急整備事業補助金1億6,356万3,000円と、76ページの一番上になります、認定こども園緊急整備事業補助金787万5,000円につきましては、先ほど歳入の欄で申し上げましたが、熊本YMCA保育園の移転新築に伴う補助金となります。

なお、1億1,429万1,000円が県補助金、市の負担分が5,714万7,000円となりますが、そのうち5,420万円につきましては、合併特例債を充当致します。

78ページをお願い致します。

78ページの、項3生活保護費の目2扶助費です。

これにつきましては、前年比2,842万1,000円の増額で計上しておりますが、今後も5%から8%の範囲で増加するというふうに予想されます。

なお、約4分の3ではございますが、国庫負担金というかたちになります。

79ページをお願い致します。

款3民生費、項5生活困窮者対策費、目1生活困窮者自立支援費860万8,000円についま

しては、生活困窮者自立支援法の制定によりまして、本年 4 月より新規に始まる事業でございます。

なお、阿蘇市では既に実施しております、消費生活相談と併せて、新たに生活相談センターとして業務を行っていくものでございます。

80 ページをお願い致します。

下の段になります。

款 4 衛生費です。

項 1 保健衛生費、目 2 予防費につきましては、各種の予防接種委託料を 663 万 6,000 円増額致しまして、9,244 万 5,000 円計上致しております。

84 ページをお願い致します。

目 7 環境共生基金事業費につきましては、前年比 22 万 7,000 円の増額で計上致しております。

この事業費は、全て寄付による環境共生基金を財源として事業を行っております。

86 ページをお願い致します。

中段ほどになりますが、目 12 水道費です。

その節 28 繰出金につきましては、元金交付金事業として三野地区の上水道整備事業の繰出金の減によりまして、3 億 3,736 万 2,000 円の大幅な減額というかたちになっております。

88 ページをお願い致します。

下の段になります。

ここから款 5 農林水産業費に入りますが、項 1 農業費、目 3 農業振興費につきましては、前年比 1,390 万 2,000 円増の 4,696 万 4,000 円を計上致しております。

主な要因は、次の 89 ページをお願い致します。

節 19 負担金補助及び交付金になりますが、まず、新たに農地中間管理事業機構集積協力金 400 万円を計上致しております。

財源は全て、県補助金というふうになります。

また、一番下の段になりますが、青年就農給付金を 2,625 万円計上致しております。

これは、昨年の当初予算計上段階と比較致しますと、975 万円の増額となっております。

なお、この給付金につきましても、財源は全て県補助金となります。

91 ページをお願い致します。

目 5 農地費につきましては、前年比 2 億 7,552 万 1,000 円増額の、5 億 8,499 万 1,000 円計上致しております。

主な要因は、次の 92 ページをお願い致します。

節 15 工事請負費の阿蘇広域農道整備工事、これにつきましては、阿蘇西小学校前について、1 期工事分でございますが、地権者より用地の承諾が得られましたので、事業費として 3,303 万 8,000 円を計上致しております。

なお、財源と致しまして、合併特例債を 3,130 万円充当することと致しております。

また、93 ページをお願い致します。

一番上の段になりますが、多面的機能支払交付金事業補助金については、歳入のところで若干触れさせていただきましたが、一部費用は増加しておりますが、交付方法の変更により、4億1,024万3,000円を計上致しております。

95 ページをお願い致します。

目13 畜産振興総合対策事業費につきましては、前年比893万5,000円の減額というふうになっておりますが、これは県の緊急雇用創出基金事業の終了に伴うものでございます。

96 ページをお願い致します。

一番下の段になります。

項2 林業費、目2 林業振興費の節8 報償費でございますが、有害鳥獣捕獲報奨金につきましては、被害の増加等によりまして、当初予算ベースでは500万4,000円を増額の915万3,000円を計上致しております。

99 ページをお願い致します。

ここから、款6 商工費に入ります。

項1 商工費、目2 商工振興費につきましては、前年比2,088万1,000円の減額で計上致しております。

この要因につきましても、県の緊急雇用創出基金事業1,978万1,000円の終了に伴うものが、主な要因となっております。

100 ページをお願い致します。

目3 観光振興費でございますが、前年比8,362万6,000円の減額計上となっておりますが、主な要因と致しましては、これも同じく緊急雇用創出基金事業の終了に伴うものとですね、次の101 ページをお願い致します。

節19 負担金補助及び交付金になりますが、阿蘇「草・観・然」活性化事業補助金、それと国内観光客誘致事業補助金などを、一部、地方創生の交付金事業として昨日承認をいただきました、平成26年度の3月補正予算に計上したことによります減額というかたちになっております。

104 ページをお願い致します。

目5 夢の湯管理費の工事請負費につきましては、不良箇所の改修工事費を新たに280万円計上致しております。

106 ページをお願い致します。

目9 地域振興対策費につきましては、前年比2億8,488万9,000円の減額となっておりますが、これは草原情報館の整備事業竣工に伴うものが主な要因というふうになっております。

109 ページをお願い致します。

ここから、款7 土木費に入ります。

項2 道路橋梁費、目1 道路維持費の節15 工事請負費でございますが、社会資本整備事業につきましては、狩尾幹線、及び内牧黒川堤防の安全施設整備事業として3,500万円を計上致しております。

なお、事業費の約6割につきましては、国庫補助金として交付されます。

次の、110 ページをお願い致します。

目 2 道路新設改良費でございますが、節 13 委託料で用地測量業務 4,000 万円、それと不動産鑑定業務 1,000 万円につきましては、内牧千丁線整備に伴うものでございます。

なお、これも社会資本整備交付金と致しまして、約 6 割、国庫補助金として交付されます。

次の節 15 工事請負費につきましては、前年に引き続きまして、市立病院線や幹線道路支線の池田赤溝線などの事業費を計上致しております。

財源と致しましては、国庫補助の道づくり交付金などを活用致しまして、残り分を合併特例債を充当することと致しております。

111 ページをお願い致します。

一番上の段になります。

目 3 橋梁費でございます。

その中の節 13 委託料でございますが、委託料の中の橋梁点検業務につきましては、国の制度によりまして平成 27 年度より点検が義務化されたため、5 年間で全ての橋を実施するものでございます。本年度は、まず 2,500 万円を計上致しております。

なお、この部分につきましても、約 6 割は国庫補助金として社会資本整備交付金を充当致します。

114 ページをお願い致します。

項 5 住宅費、目 2 住宅建設費につきましては、前年比 2 億 1,473 万 8,000 円の減額というかたちで計上しておりますが、これは池尻 D 棟の完了に伴うことが要因となっております。

本年は、既存住宅の水洗化や屋根、外壁の改修などのストック改善工事を主と致しまして、節 15 工事請負費に 1 億 360 万円を計上致しております。

115 ページをお願い致します。

ここから、款 8 消防費になります。

項 1 消防費、目 1 非常備消防費の節 18 備品購入費でございますが、そのうち消防車両購入費につきましては、老朽化しております車両を年次計画で更新するため、本年度は 4 台分 1,360 万円を計上致しております。

116 ページをお願い致します。

目 3 災害対策費の節 19 負担金補助及び交付金で、火山砂防フォーラム開催地負担金 150 万円につきましては、平成 27 年 10 月 29 日から 30 日にかけて阿蘇市で開催されるということになりましたので、その開催地負担金として計上致しております。

123 ページをお願い致します。

ここから、款 9 教育費になります。

項 2 小学校費、目 2 小学校教育振興費の節 18 備品購入費のうち、電子黒板購入費 3,109 万円につきましては、平成 26 年度に導入した残りの分の小学校分というかたちになります。これで、全クラス整備完了となる予定でございます。

財源につきましては、教育施設整備基金を充当致します。

124 ページをお願い致します。

目 3 小学校建設費につきましては、主に平成 26 年度、平成 27 年度の 2 ヶ年継続事業として実施しております、一の宮中校区統合小学校建設工事関連事業の平成 27 年度分を計上致しております。

財源と致しましては、これはスクールバス購入分の補助金も含まれますが、国庫支出金として 4 億 9,660 万円、合併特例債を 6 億 9,870 万円、教育施設整備基金を 6 億 7,000 万円充当する予定と致しております。

127 ページをお願い致します。

項 3 中学校費の目 2 中学校教育振興費の節 18 備品購入費でございますが、電子黒板購入費 1,658 万 6,000 円につきましては、先ほどの小学校分と同様でございますが、中学校分の残りの分を整備するものでございます。

財源についても、同じく教育施設整備基金を充当致します。

128 ページをお願い致します。

目 3 中学校建設費の節 13 委託料、及び節 15 工事請負費として、新たに一の宮中学校耐震補強及び改修等事業の第 2 期分として、3 億 4,820 万円を計上致しております。

財源と致しましては、国庫補助金を 8,150 万円、合併特例債を 2 億 4,100 万円、教育施設整備基金を 1,310 万円充当することと致しております。

134 ページをお願い致します。

項 4 社会教育費、目 6 図書館費になります。

節 15 工事請負費として、エアコン施設及び電源工事費を、新たに 600 万円計上致しております。

この部分につきましては、現在の設備が耐用年数を超えていることもあり、故障等が非常に多くなってきておりまして、来館者に支障をきたしていることから、今回、空冷式のエアコンを整備するものでございます。

136 ページをお願い致します。

項 5 保健体育費、目 1 体育振興費でございます。

その中の節 19 負担金補助及び交付金の欄でございますが、中段にあります第 71 回熊本県民体育祭分につきましては、平成 28 年度に阿蘇郡市で開催されることに伴いまして、実行委員会が設立されますので、その負担金として 317 万 8,000 円を計上致しております。

また、次の下の段になりますが、熊本県中体連夏季総合体育大会阿蘇大会負担金につきましては、本年 7 月 25 日、26 日に阿蘇郡市を中心に県の中体連が開催されますので、その負担金として、126 万円を計上致しております。

139 ページをお願い致します。

目 3 給食センター費になります。

一番下の段の節 15 工事請負費、2 つの事業を併せて 5,500 万円と、140 ページの一番上の段になります、節 18 備品購入費の 2 つを合わせまして 4,214 万 7,000 円につきましては、一の宮給食センターと阿蘇給食センター統合による関連事業費として計上致しております。

なお、財源と致しましては、教育施設整備基金を充当致します。

142 ページをお願い致します。

款 12 諸支出金、項 1 諸費、目 1 土地開発公社費につきましては、草原情報館建設に伴う土地開発公社からの大観宮跡地の購入が平成 26 年度にあったため、前年比 3,980 万 3,000 円の減額となっております。

以上、議案第 33 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計予算について」ご審議の方、宜しくお願い致します。

○議長（藏原博敏君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 4 番、谷崎です。

市債関係で質問致します。

先日、全協で当初予算分析の説明がありまして、少しお聞きしましたが、26 年度の分析と 27 年度の分析を比較しながら、少し質問します。

まず、市債の増え方なんですが、26 年度の当初分析では 25 年度の借入金で 26 億円の予定で、26 年度が 14 億円の予定でした。

それが、途中、私が一般質問した時に、「25 年度は 16 億円で 10 億円減ったので、次の年に回しまして、平成 26 年度は 14 億円から 24 億円になる予定です」というご回答でした。

そして今回、平成 26 年度、27 年度の分析からみますと、24 億円の予定だったのが、一応 23 億円くらいになっていますので 1 億円は借入が減っている。

ただ、27 年度が 19 億 8,400 万円ということで、大体、約 15 億から 20 億、5 億円増えています。

差し引き 4 億円増えてますので、以前、財政課長が言われました、28 年度以降が 13 億円で抑えるという予定でしたが、差し引くと 9 億円くらいに抑えないといけないようになりますが、それについてどういうふうに抑えていかれるかということについて、一つ質問致します。

もう 1 つは、交付税の歳入の件ですが、今回から算定外がありまして交付税が減っていくということに対して、今度は臨時財政特例債とか合併特例債の算入が加わって差し引き 5,000 万円しか減ってないということでございました。

今後ですね、5 年間で 30 億円削られていくというのは分かっていますが、それよりも先に、例えばこういった交付税算定額が切れる時、臨時財政特例債とか合併特例債の戻し、交付税として戻ってくるのが切れるのは大体、何年度くらいで、どのくらい先まで一応見ておられるのかということをお聞き致します。

その 2 点を、まずお聞き致します。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） はい、お答えします。

まず、起債残高につきましては、議員のご質問があった時点での段階で、多分、私は現段階でというかたちで全てご説明してと思いますが、基本的に平成 28 年度以降、13 億円以

下くらいに抑えたいというのは、借金の返済額の元金以下に抑えたいというのが基本的な希望でございます。

ただ、24年度の水害以降、やはり必要な部分というのは起債を起こして事業を進めてまいりまして、全員協議会の中で申し上げましたとおり、小中学校の耐震化、統合も含めました耐震化関係が平成27年度で一段落と言いますか一区切りつきます。

従いまして、起債の残高のピークというのは、27年度というふうに考えております。

ただ、なかなか数字が出ないのは、繰越事業が関係致しますので、決算の段階でないと26年度の起債がどれだけ、27年度がどれだけというのがなかなかできないですが、決算の段階で、またそれは分析の中で説明致したいというふうに思いますが、27年度末が発行予定といったしましてはピークと、ただ、28年度以降は極力、現在の起債額より大幅に減らすというかたちで進めたいと思います。

ただ、予定しております幹線支線道路等もまだ若干残っておりますので、そういう部分が必要な部分が出てくるというふうに思っております。

それと、交付税の戻しの部分ですね、合併特例債につきましては、償還期間中等の部分の交付税に算入されますので、その償還期限年数によってまちまちです。

10年返済するのであればその部分が交付税算入と、15年であればその部分が算入というかたちになりますので、起債の償還年数によって変わってまいります。

ただ、先ほど谷崎議員が言われました30億円減るというのは、5年間で30億円、基本的には全協でも言いましたように、約9億から10億円くらいは、平成26年度と比較すれば減るのではないかなと、現時点での制度上はですね、そういうふうに考えております。

先ほど5,000万円減額と申しましたのは、阿蘇市の予算計上の仕方が、普通交付税が確定しておりませんので、極力抑えたかたちで計上しております。

確定した段階での実際の削減幅とは、乖離があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 谷崎君。

○4番（谷崎利浩君） 私なりにシュミレーションしてみて、計算してみて、課長のように手元に1本1本の債権の資料があるわけではないので、率でしかちょっと計算できないんですが、それをした時に場合によっては、課長のピークが交際費のピークが31年度という見込みもあるんですが、ある意味、その返済の仕方が元金均等だったりとかしていったら、その率で計算した時ですね、このままの借り方でいくと、ピークが35年度に出てきたりとか40年度くらいまで計算してみたんですが、する場合もございますので、そういったところも含めてまた気を付けていただきたいと思います。

追加で質問しても宜しいですか。

ではもう一つ、今回説明の中にあった消防自動車の購入が4台と説明がありましたけれども、それはどことどこかということと、もう一つは教育の整備の基金ですね、これは残高は大体いくくらいあるか、この2点を質問致します。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） おはようございます。

予算書の、115 ページをご覧くださいと思います。

その中段付近に、本年度備品購入費と致しまして消防車両購入費 4 台分 1,360 万円を計上させていただいております。

この 4 台につきましては、順次古いものからということでありまして、町区の消防団 27 年経過の分と、荻の草 26 年経過分、檜木野地区の分が 25 年経過と、永草の消防団の分の 4 台になっております。

全部で消防車両が 73 台ありますので、今後、定期的に更新を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 2 点目のご質問にお答えします。

予算書の 31 ページを開けていただきたいんですが、今回、教育施設整備基金を 8 億 2,792 万 3,000 円取り崩す予定と致しております。

予定通り、この事業を実施した場合の残高と致しましては、27 年度末で 1,500 万円というかたちになっております。

○議長（藏原博敏君） 宜しいですか。

13 番、五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 13 番、五嶋です。

3 点、まずは 139 ページの給食センターの改修内容ですね、備品購入も含めてお願いします。

それから、75 ページの黒川保育園の建て替え、これも総工費がいくらかで補助金あたりがいくらになるのか。

それから、64 ページの自立支援給付費ですか、金額が大きいですから内容の説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 日田教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 最初にご質問いただきました、138 ページ、給食センターの、すいません 139 ページになります。

給食センターの統合に関する工事、それから備品関係についてご説明させていただきたいと思います。

まず、一の宮給食センターが老朽化していることと、それから少子化を迎えているということで、阿蘇センターの方に増設をする予定であります。

面積的には約 60 m²の増設をしながら、500 人釜の調理釜を追加して、それから食器乾燥機等の装置等の追加をして、阿蘇給食センターから一括して配送していくという予定でございます。

調理機器の備品関係ですけれども、調理釜の回転釜ですね、先ほど言いました 500 人釜、それから消毒保管機ということで、トラックにそのまま積めるトラックインというのがある

んですけれども、そちらの保管機を 5 台、それから、天吊り式のコンテナ消毒保管機を 8 台とか、そういう機器についてを購入予定でございます。

それから、配送車につきましては 2 台、これは 4 t 車ですが、コンテナを 5 つ積める配送車を購入予定でございます。

現在、約 1,400 食の給食を作っておりますけれども、一の宮給食センターが約 900 食を作るということでございますので、合わせますと 2,300～2,400 食を今後、阿蘇給食センターの方で取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） おはようございます。

2 点目と 3 点目のご質問に、お答えを致します。

まず、75 ページの YMC A 黒川保育園の施設整備に伴うものでございますけれども、補助金としては 75 ページの一番下の保育所等緊急整備事業補助金と、76 ページの一番の上、認定こども園緊急整備事業補助金と 2 通りありますので、これから説明したいと思います。

本年の 4 月から、子ども・子育て支援制度新制度が施行されるのに伴って、YMC A 黒川保育園は 27 年度の施設建設と 28 年開園後については、認定こども園への移行が予定されております。

こういった、認定こども園の施設整備につきましては、これまでの幼児教育機能と保育機能を併せ持った施設になりますので、その幼児教育部分については認定こども園施設事業補助金、保育機能については上の施設整備事業補助金というかたちの 2 本立ての補助金になります。

財政課長が申しましたように、補助金につきましては、国が 2 分の 1、市町村が 4 分の 1 でございますので、大体 2 億 2,000 万円ぐらいの総工事費になるかと思います。

戻りまして、64 ページの 3 番目の質問でございます。

自立支援給付費として、6 億 4,700 万円ほど計上しておりますけれども、元々、自立支援給付というのは、介護給付、地域生活支援、自立支援医療、補装具、訓練給付と 5 本立ての事業になるんですけれども、予算と言いますか補助金の入ってくる関係上、予算の執行では、自立支援給付費と自立支援医療、補装具等に分けております。

ですので、今言った自立支援給付については、地域生活支援、介護給付等を含んだ事業等に使う金額でございます。

具体的に言うと、生活支援というのは移動支援であったり、日常生活用具の支給の給付であったり、例えば介護給付であれば、放課後児童デイサービスとして障がいのある子どもが学校が終わった後に、施設に通うデイサービスを受けるような、そういった事業に使っているものでございます。

宜しいでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 6 番、菅敏徳君。

○6 番（菅 敏徳君） 6 番、菅敏徳です。

3 点ほど質問させていただきます。

113 ページの節の委託料、弁護士委託料として強制退去料と書いてある 100 万円です。

26 年度に何件くらい強制退去があったのか、その内容はまたどういった内容で強制退去させられたのかということと、114 ページの工事請負費、市営住宅整備事業ストック改善工事とあります。

先ほど、屋根の補修とか説明がありましたが、その内容を少し詳しくお聞かせ下さい。

それから、老朽住宅解体工事、私たちの地域の市営住宅も大変老朽化が進んで空き家の状態が多々あります。

そのような中での内容というか、説明を宜しくお願いします。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君） おはようございます。

ただ今のご質問にお答えいたします。

まず、113 ページの住宅管理費の中の弁護士委託料でございますが、26 年度につきましては、滞納者に対しまして催告、呼び出しあたりを行いまして、分割納付あたりの約束が取れましたので、一応 26 年については、弁護士まで委託して法的措置まではいった実績はございません。

一応、毎年、こういう予算を組んでおりまして、専決処分にて対応できるようにということで予算を計上しておりますので、本年度も一応 100 万円を計上しているところです。

続きまして、住宅建設費、114 ページの方でございますが、市営住宅整備事業ストック改善工事としまして、1 億 360 万円の内訳でございますが、本年度は池尻団地、新小里団地のエレベータ改修、これは耐震基準あたりが変わりまして、若干改修をしないといけないということで、その分が 2 団地分です。

坊中南団地、及び西古神団地の水洗化について 2 ヶ所分です。

外壁、屋根の改修工事ということで、現在、長屋式の部分を行っておりまして、西古神団地が殆ど完了しておりますが、2 階建ての 2 戸一の部分が 2 棟分 4 戸分残っております。

その部分に、屋根の防水工事と、外壁の今まで樹脂サイディングでやっている部分で外壁のカバーラフを付ける工事をやる予定としております。

もう 1 点、老朽住宅の解体工事でございますが、本年度は 9 戸ですね古神団地、池尻団地 D 棟が完成しました関係で、古神団地の移転が完了しますので、古神団地の木造平屋建ての 9 戸を一応、改修するようにしております。

なかなか議員が言われましたように、計画的に解体しておりますが、長屋建てあたりは 1 人でも入っていると解体が出来ないとかいう部分もありますし、空いたまま置いている状況もございますが、これは地域の要望も入れながら、なるべく早く解体出来るようにしたいと思っております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 7 番、市原正君。

○7 番（市原 正君） 7 番、市原でございます。

3 点、質問を致します。

まず、65 ページ、敬老祝金ですけれども、以前から委員会等で増額の提案をしておりますが、この点はどうなっているのか伺いたいと思います。

それから、127 ページ、電子黒板購入費について、本年度の予算で全てのクラスに電子黒板が設置をされるということですので非常に喜ばしいことですが、今後、タブレットの設置についてはどういうふうを考えておられるのか伺いたいと思います。

それから、もう 1 点、最後のページになります 142 ページ、豊後街道災害復旧工事ということで計上されておりますが、これは場所は何処なのか、どういった工事をするのかその説明を求めます。

以上、3 点お願いしておきます。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ただ今のご質問にお答えいたします。

第 1 番目の敬老祝金でございます。

敬老祝金というのは、100 歳とか 88 歳その節目のお祝い金のことですよね、敬老祝金というのはそういうことで。

祝金というのは、現行とおりでございます。

各クラブに、1,500 円ずつ配る分については変わりません。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただいま、電子黒板の件でご質問をいただきましたけれども、今年度小学校につきましては残り 32 台、それから中学校につきましては 10 台、小中学校で 42 台で、全クラス入るようになりますけれども、27 年から 28 年に電子黒板が全部揃うということで、現在先生方への電子黒板を活用する研修会等を実施しております。

十分、電子黒板を使えるようになってから、次のまた展開を考えていきたいということで、またタブレットについては検討していきたいと思っております。

豊後街道につきましては、142 ページの災害復旧費の社会教育設備の災害復旧費ということで、1,768 万 1,000 円計上しております。

2 ヶ所ございまして、1 つは三久保区間の参勤交代道の上の方の土砂崩れがあっている区間が約 50m ございますけれども、そちらの水路の災害復旧工事を本年度行う予定にしております。

それから、もう 1 ヶ所は坂梨の区間で延長が約 400m 近くあるんですけれども、今回は上の方から 130m 区間を取り組みながら、残り区間は次年度に取り組んでいきたいという予定であります。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 5 番、園田浩文君

○5 番（園田浩文君） 5 番、園田でございます。

最初に、16 ページ、テレワークセンターの施設使用料が今年度は 1,000 円となっております。前年度、26 年度は 60 万円ほど計上してあったと思いますがこれの説明と、56 ページ通

知カード・個人番号カード関連事務費交付金というのが 972 万円計上してありますが、これの説明をお願いします。

それと、128 ページの阿蘇中・一の宮中武道場の天井落下防止工事の内容と、大体の時期が解れば時期の方をお願い致します。

以上、3 点お願いします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 予算書、16 ページをご覧くださいと思います。

16 ページ目の下の方になります。

テレワークセンターの施設使用料、本年度は 1,000 円計上しております。昨年度までは、ここは 60 万円計上を行っておりました。

テレワークセンターにつきましては、平成 26 年本年度までは阿蘇テレワークセンターが事務所として借り上げ、月 5 万円の金額で使用料を納めていただいております。5 万円から 12 ヶ月分ということで 60 万円です。

この度、草原情報館ができましたので、そちらの方にテレワークセンターが引っ越す予定になってきております。

ということもありまして、現在のところ使用料は 1,000 円ということで計上させていただいております。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（橋本紀代美君） ただ今ご質問がありました、56 ページ、戸籍住民基本台帳費の負担金補助及び交付金の中の、通知カード・個人番号カード関連事務費 972 万円について、ご説明致します。

国の制度であります、社会保障税番号制度の導入に伴い関連する事務を省令に基づき、地方公共団体情報システム機構（J-L I S）に委任することに伴う事務費交付金であります。

内容と致しましては、委任する事業の内容と致しましては、個人番号カードの発行事務等に伴うプロジェクト管理事業、それから通知カードの作成発送事業、個人番号カードの申込処理事業、個人番号カードの製造発行业務、個人番号カードの機能の一時停止等のためのコールセンター事業というふうになっております。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 128 ページの、耐震補強と共に地震の際の天井落下防止工事ということで、国の方からも 27 年度までに取り組むように指導があつていところでございますが、ご質問いただきました阿蘇中学校と、それから一の宮中学校の武道場だけが、まだ吊り天井の天井落下防止の対応が必要であるというところが 2 ヶ所ございまして、それを今年度取り組むことにしております。

施工時期につきましては、できるだけ授業に影響を与えないように、夏休み期間中を中心に考えておりますけれども、学校の行事等もありますので、工事の時期につきましては、学校との調整をさせていただいて取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 19 番、井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 19 番、井手でございます。

当初予算でありますので、簡単にお聞きしたいと思いますが、92 ページをお願いします。

工事請負費の中の、阿蘇広域農道の整備事業が今度できるわけでございますけれども、非常にあそこだけが以前から残っておりまして、大変、不自由を致しておりました。

一緒に、実はもう 2 年くらい前には出来ておらなくてはならなかった訳でございますが、何で出来なかったのかその理由と、今度できるようになってここに金額が出ております。合併特例債も使われますけれども、㎡あたりいくらになっておるのか、前と同じ金額であるのか、今まで工事されたところの地権者に払われた金額と同じであるのか、それとも金額面で合わなかったのが遅れたのか、その理由をお聞きしたいと思います。

それから、その下に負担金補助及び交付金というのがありますが、小嵐山堰管理負担金ですね、これはどこの方に頼まれておるか、それと同時に、以前から私が質問してまいりましたけれども、やはり水害前には大雨前には、必ず堰を開けていただくというようなことで、少しでもあの地域の浸水を防ぐというようなことでお願いを致しておりました。

その辺はしっかりと、今後とも今夕方雨が降るとか、明日の夜中に雨が降るというような時には、必ず早めに堰を開けていただくということを是非お願いをしていきたいと思いますが、この 2 点をお尋ね致します。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） はい、お答えします。

それでは、92 ページの工事請負費、広域の阿蘇西小学校前でございます。

これにつきましては、1 期工事の交渉の中で、やはり単価の都合とかいろんな部分で交渉が出来なくて今まで残っておりました。

今回、1 名の方が、今広島に在住で交渉を重ねた結果、承諾を得られたということで、勿論単価も㎡ 1,600 円ということで全く変わりありません。

そういうことで、本人の意思も変わられて納得していただいて、今日にこぎつけたということでございます。

工事につきましては、その区間 100m ございますが、その手前も舗装をしておりません。要は、段差があるものですから、そこを舗装しますと交通上、安全性が保たれないということでしたので、今回、そこが出来たことによって周辺も舗装が出来るようになりました。

そういうことで、今回 3,300 万円の工事を行うということでございます。

1 期工事区間については、4 名の方が承諾をいただけませんでしたが、今回、1 名の方が広島在住の方が OK をいただきました。

それから、もう 1 人の方も OK をいただきましたので、その方についても今度、補正の中でまた工事をしていきたいというふうに思っておりますので、あと 2 件の方については、先ほど言いましたように、安全性を保つために舗装をしながら、全面の舗装はやりたいというふうに思っております。

それから、小嵐山でございます。

小嵐山については、予算は全く今までと変わりませんが、阿蘇土地改良区の委託と負担金ということでしております。

これについては、大体、維持管理費用が 280 万円程度かかりますが、内訳としましては、農地水で 110 万円ほど経費で充てます。

それから、残りについて地元ということで、これについては県の部分もありますので、県が 48.5%の負担 81 万円くらいですね、市が 51.5 ということで、それぞれの負担の中でお願いをしております。

先ほど言いましたような部分については、災害を機に十分その辺の管理の仕方、いろんな部分については阿蘇土地と十分協議をしてありますので、阿蘇土地もまた管理者がおりますので、その辺と繋ぎながら、十分やっていきたいというふうに思ってます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 工事請負費の方は解りました。

あと 2 名の方にも、是非、前向きに納得されて承諾されますように、いろいろありますけれども、お願いをしたいと思っております。

それから、小嵐山堰については、是非一つ管理者の方に、大雨が降る前には必ず堰を開けていただくと、そして少しでも浸水というか水害を防ぐように、再度お願いをしておきます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） まだ、質問が続いておりますけれども、お諮り致します。

暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

今から 10 分間、暫時休憩を致します。

午前 11 時 10 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 33 号に対する質疑をお受け致します。

質疑ありませんか。

3 番、岩下礼治君。

○3 番（岩下礼治君） 岩下礼治です。

私は、総務委員会所属ですから、中身については申し上げないつもりです。

若干、入るかもしれないがその点は却下していただいて結構でございます。

まず、この予算書を見るのは、私、初めてでございます。予算総則から歳入歳出予算、そして債務負担行為、地方債、事項別明細書、財源内訳、目節説明まで多岐に亘っております。特に説明欄の積み上げが査定しながら、そして説明欄以下の項目を当てはめるという大変な作業でありまして、頭の下がる思いです。

職員の能力の高さに敬服しております。

そして、歳入科目まで頭に入っているということが驚きでありまして、これからこういうものを、皆さんのことに感謝しながら対応していきたいなと思っています。

私自身も、林野庁で国会の予算書を作ってまいりましたけれども、これは歳出予算だけでしたから非常に楽だったんですが、3月には地方短額調べというのを自治省に説明しておりまして、その際には、それが結果的には地方の交付税等にかかってくる訳です。

阿蘇市の予算を見てみますと、90億円くらいがこれらにかかっておりますけれども、今回の予算を積算された時の数字というのは、今までの経験から作ってきたんだと思いますが、最終的にどれぐらいの差がでるのかなというのが、私の思いであります。

それを1点としまして、それからもう1つは、基金繰入というのがありますけれども、これは財政調整基金かと思いますが、これが最終的に残高がどれぐらい残っているのかなと、それから別件で、職員給与のラスパイラル指数も教えていただければありがたいなと思っています。

それから、最後に教育部長さんか財政課長さんに、小学校の建設について今年度負担、即ち28年度の債務行為はないと理解して宜しいかどうか、お聞きしておきたいと思います。

宜しくお願いします。

○議長（藏原博敏君） あ、ちょっとお待ち下さい。

岩下議員のお尋ねは、殆ど所管のお尋ねになりますが、今回は新人ですので、特別に答えたいと思いますが、いかがでしょうか。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） はい、お答えします。

一番最初の部分ですね、差額と言いますか、これはなかなか事業の執行の状況によって、今の段階でどのくらいになるか把握できていませんので、申し訳ございませんが答えを控えさせていただきますが、財政調整基金の残高につきましては、平成25年度末で12億4,000万円でございます。

26年度とか27年度の予算調整というかたちで、取り崩すというかたちで、繰入金で明記はしておりますが、最終的には繰入取崩し無しという方向でいきたいと考えておりますので、12億円は確保するというかたちになっております。

それと、一番最後の小学校の統合小学校の部分でございますが、これは26年、27年度の継続費というかたちで予算を計上致しておりますので、28年度以降はございません。

○議長（藏原博敏君） では、あとの質問は常任委員会の方でお願い致します。

他にありませんか。

14番、高宮正行君

○14番（高宮正行君） はい、14番、高宮です。

1点、お伺い致します。

128ページの中学校振興費、その中に要・準要保護生徒就学援助費ということで969万1,000円含まれておりますけれども、この就学援助というかたちで含まれておる、それは勿論、保護者からの申請によって審査を行って援助していくということだろうと思います。

今現在の、中学校ごと、もしくは小学校ごとの就学援助どれくらいの人数がいるのか、そして、審査の在り方はどういうふうになっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 128 ページの扶助費ですね、先ほど中学校の方が 128 ページの方に記載しておりますけれども、1 年、2 年、3 年生、大体 30 人から 34 人くらい対象の方としては、今年度計上しているところであります。

それから、審査につきましては、小学校も一緒ですけれども、小学校中学校の保護者方々に、全て該当するかどうかということで、生活困窮する世帯につきましては所得証明書を付けて申請をしていただいております。

その上で、教育委員会の方で、教育委員会にかけまして、国の基準に照らし合わせながら、基本的には世帯の構成人数で所得を割りまして、今のところは 10 万円以下になる場合は採択というかたちにしておりますけれども、毎年度、他町村との均衡を検討をしながら見直しをしていきたいというふうに考えているところであります。

宜しいですか。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 今、お答えいただきましたけれども、もう一つ審査の内容が分かりませんが、何故こういうことを聞くかと申し上げますと、保護者の中からも、この要・準要保護については、おかしいのではないかという話も入ってきております。

何故かと申しますと、親はしょっちゅうスマートフォンを買い替えたりとか、タブレットを買ったりとか、携帯をしょっちゅう替えたりとか、そういう生活をしていて、そして仕事もしょっちゅう休んだりしながら低所得者とはどういうことかと、そして学習支援を受けている、そういうのもあるという苦情が入っている訳です。

ですから、1 人 1 人の 1 件 1 件の家庭の中に入り込めないでしょうけれども、やはり審査をどういうふうに行っているかというのはそこにある訳です。

単純に言えば、低所得について基準があってそれで援助していくということだろうとは思いますが、より厳密にやはり家庭の調査というものはするべきであろうと、そして一生懸命働いてそれでも所得が低いという場合には、それは勿論、子どもは教育を受ける権利があります。親は、教育を受けさせる義務があります。

そこをよく踏まえて、審査を厳密にやって、そして就学援助を決めていくということをお願いを致したいと思います。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 議員さんのご指摘のとおりなんですが、申請書の中には、まず家族、保護者の方から、どういう事情でということで家族状況、家族の雇用、病人がいたり仕事に就けない状況にあるのかという生活困窮になる状況について、どういう理由があるのかを保護者にも書いていただきますし、学校長からも現在の状況ですね、いろんな校納金がございます。給食費もございます。どういうふうな状況になっているのか、それから、民生委員さん、地域の方々から見てどういう状況なのかというご意見もいただいた上で、その申

請書に詳しく書いていただいて、その状況を踏まえて所得証明書を付けていただいて、教育委員会の中で審議をしていくということで、取り組んではいるところでございます。

確かに、生活困窮と言いながら、やはり実態はそぐわない人もいるんじゃないかというご意見もきておりますので、十分これから慎重に審査をさせていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

9 番、河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） 9 番、河崎です。

3 つ、質問致します。

まずは、77 ページの款の民生費、目の生活保護総務費ですけれども、この中で報酬となっております。

生活保護就労支援員の金額 163 万 2,000 円、それと 79 ページの同じく目の生活困窮者自立支援費これの報酬ですけれども、非常勤職員ですけれども 174 万 2,000 円、これが金額の差が出ているのは、いろいろな評価査定の結果だと思いますけれども、どのような結果でこういう金額の差が出るのか、それと 124 ページ、阿蘇小学校駐車場整備工事となっておりますけれども、これについてはどのような内容かを説明していただきたいと思います。

それと、私の見落としだと思いますけれども、総務課には防災対策室が設置されます。

そういうことで、予算あたりがどのような計上がされているのか、私も見つけ出せないのか、どのような予算措置がしてあるのかを説明していただきたいと思います。

以上、3 つです。

○議長（藏原博敏君） 一問ずつお願いします。

市民課長。

○市民課長（橋本紀代美君） ただ今のご質問にお答えします。

最初が、77 ページの生活保護総務費の中の、生活保護就労支援員が 163 万 2,000 円、これは月額 13 万 6,000 円の 12 ヶ月分で計上してございます。

それから、79 ページの生活困窮者自立支援費、この中の報酬で非常勤職員ということで 174 万 2,000 円計上しております。

これは、先ほどと同じように 13 万 6,000 円の 12 ヶ月分 163 万 2,000 円に、時間外の部分を 5 万円、それから通勤手当として 5,000 円×12 ヶ月分の 6 万円、これを合わせて計上させていただいております。

ちょっと、どのような方を雇用するのか、この予算を上げた時にどのような方なのか未定でしたし、始まって当初の事業ですので時間外の部分も出てくるやもしれないということで、みさせていただいております。

ちょっとそこで、金額が違ってきております。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） ただ今のご質問、お答えさせていただきます。

4 月以降、市長の施政方針にもありましたように、防災関係の係を室に格上げするようにしております。

現在、総務課の中に防災交通係というのがありまして、係の予算関係につきましては、予算書の 115 ページ、116 ページ、117 ページに記載されております。

人も一部強化して、この予算を有効に使ってハード面だけでなくソフト面の強化も図るということで、特段、予算措置は行われておりません。

まず、ソフト面の充実を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 124 ページ、小学校の建設費の中の工事請負費に、今年度阿蘇小学校駐車場整備ということで 650 万円を計上しているところであります。

これにつきましては、阿蘇駅前から登山道がありますけれども、登山道から医療センターへの進入路が新しく今年度建設されることになっております。

そちらの道路を建設する際に、残地が少し残ることが判明しましたので、阿蘇小学校は統合しましたがけれども、非常に駐車場が狭いということで、その残地について、阿蘇小学校の駐車場として整備をしていきたいということで、舗装等の費用について計上しているところであります。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 宜しいですか。

他に質問ございませんか。

2 番、竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） 2 番の竹原です。

2 つほどお聞きしたいんですけど、1 つは中身がどういう交付金なのか分からないということと、全体の予算をみての感想、その 2 点をお伺いしたいと思います。

まず 1 つは、農業振興費の中で、89 ページ農業就農給付金、この内訳どういう内容の給付金か、それと同時に、新規就農の補助金この内訳を知りたい、それが 1 つです。

そして、もう 1 つは全体の予算の中で、阿蘇市の問題として降灰対策が出てきていると思うんですけど、季節が変われば降灰が市街地の方に及んでくる可能性がありますので、その対策費用が実際、この予算の中で組まれているのかお聞きしたい。

その 2 点をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは、89 ページの一番下になります。

青年就農給付金ということで、先日、3 月補正でも 26 年度分については追加をさせていただきました。

今回は、当初予算ということで、これは昨日説明しましたように、5 年間の 150 万円の補助ということの事業でございますが、当初予算の提出の時には、今年の 26 年度 12 名の方の確定がしていませんでしたので、当初予算の内訳としては 16 名ですね、要は 24 年度から始まってますもんですから、継続部分が 10 名、それから 26 年度に新たになされた方が結果的に 12 名だったんですけども、6 名で計上しております。

それから、もう 1 つが夫婦の部分がございます。

通常、新規就農 150 万円ですけど、夫婦の場合には 1.5 倍ということで 225 万円になります。これは、いろんな部分があって夫婦、要は奥さんの方も土地の所有を持ちながらやっていくという要件がいろいろあるんですが、1 名 1 組そういう方がおられまして、その部分で 22 万 5,000 円ということで、今回 2,625 万円を計上しておりますが、昨日説明しましたように、26 年度の結果として 12 名になりましたものですから、今現在の時点では 3,375 万円になります。

これは、申し訳ありませんが、補正の中で対応させていただきたいと思います。

また、新規就農は先ほども言いましたように、所得が 250 万円を超えたら対象を打ち切られます。そういったことで、昨年 26 年度に対象になった方が、27 年度は交付を受けられないというのも十分あり得ます。

非常に、施設園芸で成果を上げておりますので、そういった部分で、これはあくまでも状況状況に応じて補正をお願いをしたいというふうに思っています。

それから、もう 1 つの、おそらく 90 ページの一番上の数字だと思います。

新規就農者支援事業補助金ということで、100 万円組んでおりますが、これは市単独の補助でございますが、要は国の 150 万円というのは定着をするための、やはり生活支援というかたちでしておりますが、市としては施設園芸とかいろんな部分で初期投資も苦勞なされております。そういったかたちで、初期投資に対する補助を阿蘇市として支援をしたいということで組んでおります。

予算的には 100 万円ということでございますが、上限としては、例えば施設園芸をした場合に、補助を受けたい場合には 2 分の 1 の補助があります。

ということは、残りの 4 分の 1 に対して、自己負担のまた 4 分の 1 を市の方で支援をしたいと、上限を 50 万円としております。

それから、補助を受けない方については、補助対象の 2 分の 1 以内を補助すると、これもまた 50 万円を上限ということでございます。

これまで、25 年、26 年それぞれ 2 名の方が対象となっております。

要は、ご存じの通り、新規就農は施設園芸が非常に多いです。施設園芸もやはり、初期投資がかなりかかりますので、そういった支援をしながらずっと続けていただくような対策を講じたいと思っています。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

降灰対策。

2 番、竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） 農業については、降灰対策は県の補助金で上がってますんで、あと一般市民生活における降灰被害対策ということで、お聞きしたいんですが。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（和田一彦君） 噴火に伴う降灰対策の予算が、当初予算に入っているかということでございますが、この当初予算の中には、農業も含めまして降灰対策の費用は今のところ入っておりません。

農業につきましては、3月の補正予算に一部組ませていただいておりますけれども、今から市としましては、県、或いは国に対しましていろんな要望を出していきたいというふうに考えております。

それから、防災への計画等そういうのができた上で、新たに取り組む事業も出てくる思っておりますので、それらにつきましては、補正予算の方で対応させていただきたいと思っております。

それから、市街地等、一般生活に関わる降灰、いわゆる道路等の積もった場合の除去等につきましては、当面は既存の予算の中で対応していけるというふうに思っております。

それが非常に、こう頻繁になる場合には、やはり補正予算、或いは専決予算の中で対応していきたいというふうに思っておりますので、宜しくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） いいですか。

他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第2 議案第34号 平成27年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第2、議案第34号「平成27年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」を議題と致します。

経済部観光まちづくり課長の説明を求めます。

観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 失礼します。

別冊9をお願い致します。

ただ今議題としていただきました、平成27年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算書でございます。

それでは、歳入歳出の総額はそれぞれ1億462万1,000円でございます。

それでは、説明させていただきます。

4ページをお願い致します。

款1使用料及び手数料、項1観光施設使用料、目1観光施設使用料8,555万5,000円ということで、これは道路使用料とユースホステルが入っております。

主なものはそれとですね、款5諸収入、項1売店収入、目1売店収入が1,900万円ということで、歳入合計が1億462万1,000円と昨年と殆ど同様でございます。

次に、5ページをお願い致します。

歳出でございます。

こちらの方も基本的には、昨年同様でございます。

款1観光施設費、項1公園道路日、目1公園道路及び売店管理費ということで、節14使用料及び賃借料からありまして、この節28繰出金も当初予算ということで、通常通り組んでおります。一般会計で拠出金でございます。

それと、6 ページの項 2 ユースホテル費、目 1 ユースホテル管理費でございますが、この分につきましても、例年同様ということで予算組んでおります。

それと、下段の項 1 観光振興費、目 1 観光振興費の中でございますが、こちらについても節 13 委託料等々、昨年同様でございます。節 19 負担金補助及び交付金ということで、東阿蘇観光開発の補助金ということで 200 万円出ておりますが、この分は休止しております会社の固定資産税等の補助でございます。

それと、節 22 補償補填及び賠償金というところで、草千里周辺等の放牧関係の対策費と、草原公園ということで、現在スキー場跡の補償料を組んでおります。

歳出の合計も、1 億 462 万 1,000 円でございます。

説明は以上でございます。

ご審議、宜しくお願い致します。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

19 番、井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 19 番、井手です。

6 ページですが、仙酔峡周辺とか阿蘇山周辺、この委託料、或いは補助金交付金ですが、非常に降灰が降っております。ヨナが降っておりますので、この辺がどうなることやら、一応これは補正予算でありますので仕方ないと思いますが、その辺の対策と言いますか、考えておられますか。

ヨナが降れば、駆除とかできなくなるのではないかと思っております。その辺の対策は今後、計上されておりますがどうされますか。

それと、賠償金ということで、ここに上の事故対策支援金といいとして、以前から申し上げました草原公園補償料ですね、これは毎年出ておりますが、何とかここ辺を少し減らしてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） まず草千里とか、仙酔峡関係とか下該当の予算でございますが、通常通り組んでおりまして、昨年もそうでしたけどちょっと花の付きとかが悪い状況でございますが、ただ予算的に組んでおりまして、いつ止まるかも分かりませんし、それと今後の展開もありますので、草刈り等は通常通り行ってまいりたいと、よっぽど刈れない状況が出るまでは、現状通り対応しようと思っております。

それと、草原公園の補填費等につきましては、担当の牧野さんと管理組合さんの 2 通りございますので、こちらも担当の方たちと話し合いを続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 19 番、井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 補償料の方は、以前からの補償料がずっと重なっておりますけれども、何とか考えていっぺんに減らすわけにはいきませんので、やっぱり以前からの約束ではありますが、何とかこの辺は 1 年ずつ減らしてできればゼロにした方が良くはないですか。

昔からのあれがありますけれども、何とかその辺は、私も以前から質問をしてまいりましたけれども、地域の方々はどういうことに使われているか分かりませんが、少しずつでも減らして最終的にはゼロにした方が良いのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） ご指摘もいただきましたので、今後、対象の牧野さん等とも会合を持っていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

他にないようですので、質疑を終わります。

お諮り致します。

午前中、あと 8 分ほど残っておりますけれども、午前中の会議をこの辺で止めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、午後 1 時から再開致します。

午前 11 時 51 分 休憩

午後 0 時 59 分 再開

日程第 3 議案第 35 号 平成 27 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について

○議長（藏原博敏君） これより、午後の会議を開きます。

日程第 3、議案第 35 号「平成 27 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」を議題と致します。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（阿部節生君） お疲れ様です。

それでは、ただ今議題としていただきました、議案第 35 号「平成 27 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

別冊 10 をお願い致します。

1 ページをお願い致します。

第 1 条に、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 6,615 万 2,000 円と致しております。

詳細については、8 ページをお願い致します。

主なものを説明致します。

歳入でございますが、款 1 分担金及び負担金の項 2 負担金と致しまして、目 1 下水道受益者負担金を 988 万円計上致しております。

続きまして、款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料といたしまして、目 1 下水道使用料を 1 億 140 万円計上致しております。

続きまして、9 ページでございます。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金、目 1 下水道事業費国庫補助金と致しまして、社会資本整備総合交付金を 1 億 5,645 万円計上致しております。

その下の款 5 繰入金、項 1 繰入金としまして、目 1 一般会計繰入金を、下水道事業費、公債費と合わせまして 2 億 8,239 万 7,000 円計上致しているところです。

続きまして、10 ページの款 8 市債、項 1 市債でございますが、目 1 下水道事業債に 1 億 8,540 万円を計上致しております。

合わせまして、歳入合計 7 億 6,615 万 2,000 円と致しているところです。

続きまして、11 ページの歳出に移らせていただきます。

歳出、12 ページの款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 2 維持管理費から説明致します。8,937 万 1,000 円を計上致しております。

大きなものとしまして、一番下段の節 13 委託料でございます。

下水道処理施設等包括的民間委託業務に 7,200 万円計上致しております。

これは、27 年から 29 年の 3 年間に亘りまして、債務負担行為で契約するものの本年度分でございます。

続きまして、14 ページの款 2 事業費、項 1 下水道事業費、目 1 下水道事業費を 3 億 6,860 万 1,000 円を計上致しております。

主なものと致しまして、最下段の節 13 委託料、坊中地区等の測量設計業務委託に 1,000 万円計上しております。

続きまして 15 ページ、引き続き委託料に、処理場等耐震診断・設計業務委託としまして 1,200 万円、内牧地処理区の管渠長寿命化調査設計業務委託に 950 万円計上しております。

節 15 工事請負費でございます。坊中地区等の管渠工事に 1 億 1,900 万円、内牧地区の管渠長寿命化工事に 1,900 万円、処理場等改築工事に 1 億 4,970 万円、合わせて工事請負費 2 億 8,770 万円を計上しております。

上記工事に併せまして、節 22 補償補填及び賠償金としまして、工事に伴います上水道管移設補償としまして 1,000 万円を計上致しております。

以上、歳出合計 7 億 6,615 万 2,000 円計上しているところです。

以上、下水道事業特別会計予算につきまして、宜しくご審議方お願い致します。

○議長（藏原博敏君） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 4 議案第 36 号 平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 4、議案 36 号「平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」を議題と致します。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） ただ今議題としていただきました、議案第 36 号、平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算につきまして、ご説明致します。

予算書は別冊 11 でございます。

1 ページをお願い致します。

本特別会計は、主に歳入では保険税を暫定的に計上致しておりまして、国・県支払基金等の交付金を、歳出では医療費の保険給付を主に見込んでおります。

第 1 条にありますとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 46 億 1,822 万 6,000 円と致したところでございます。

主な内容について、ご説明を申し上げます。

6 ページをお願い致します。

まず、歳入でございます。

款 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税、それからその下の目 2 退職被保険者等国民健康保険税。これにつきましては、本議会に国民健康保険税の条例改正案を上程致しておりますが、その新しい税率及び減少しております被保険者数等を勘案して、保険税収入を見込んだところでございます。8 億 2,427 万 1,000 円を計上しております。

これにつきましては、前年度と比較致しまして、6,640 万 5,000 円の増額を見込んでいるところでございます。

続きまして、8 ページをお願い致します。

上段でございます。

款 5 療養給付費等交付金、項 1 療養給付費等交付金、目 1 療養給付費等交付金。こちらにつきましては、前年度と比較致しますと 4,082 万 9,000 円を減額と致しまして、2 億 6,004 万 7,000 円を計上致しております。

その下の、款 6 前期高齢者交付金、項 1 前期高齢者交付金、目 1 前期高齢者交付金。こちらにつきましては、1 億 5,423 万 2,000 円を前年比増として、10 億 5,235 万 9,000 円を計上しております。

この 2 つにつきましては、社会保険診療報酬支払基金から交付をされるものでございまして、療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者分と致しまして 65 歳までの方ですね、それから前期高齢者につきましては、65 歳から 74 歳までの方の保険者間の前期高齢者の医療費の不均衡を調整するために交付されるものでございます。

前期高齢者交付金の大きな増額の理由と致しましては、団塊の世代の方々が 65 歳を過ぎ前期高齢者の対象となっていますので、前期高齢者交付金の方が増額と見込んでおるところです。

それから、同じく 8 ページの一番下になります。

款 8 共同事業交付金、項 1 共同事業交付金、目 1 高額医療費共同事業交付金。こちらにつきましては、504 万 9,000 円を減額と致しまして、6,065 万 1,000 円を計上しております。

こちらは、80 万円以上のレセプトの高額医療が対象となるものでございます。

その下の、目 2 保険財政共同安定化事業交付金。こちらにつきましては、本年度 8 億 8,896 万 9,000 円を計上しておりまして、前年比 4 億 6,423 万 7,000 円の大幅の増額としておりますが、この要因と致しましては、平成 26 年度までは対象となるレセプトが 30 万円を超えるものでございましたが、27 年度からは 1 円以上のレセプトが全て対象となるため、交付金が大幅に増額と見込んでいるところです。

これにつきましては、熊本県国保連合会から交付されるものでございます。

続きまして、9 ページをお願い致します。

款 10 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金でございますが、こちらにつきましては、節に書いてあるとおりでございますして、法定内繰入れでございます。

ほぼ、前年度と変わりのないところで計上しているところでございます。

その下の、款 10 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金でございますが、これにつきましては、昨日もご質問の方がございましたが、前年度に比べまして 1,000 円の頭出しに止めております。

26 年度は、1 億 5,000 万円の最後の繰入金の方を計上しておりましたが、基金が底をついておりますので、本年度は当初で予算は大幅な減額となっております。

歳入につきましては、以上でございます。

11 ページ、歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費。こちらにつきましては、主に国保事務を執行するための職員の人件費、及び事務費等でございます。総額で 5,778 万円を計上したところでございます。

13 ページをお願い致します。

13 ページ上段、款 2 保険給付費、項 1 療養諸費についてでございます。

目 1 から 5 までですが、過去 2 年分の医療費等の伸び率により、今回 27 年度の医療費を見込んで計上したところでございます。

全協でもご説明しましたとおり、1 人当たりの医療費は右肩上がりに伸びている傾向でございますので、それらを勘案致しまして、前年度に比べて 1,229 万 6,000 円の増額を見込んでおりまして、24 億 5,016 万 6,000 円を計上させていただいております。

14 ページでございます。

一番上段の、款 2 保険給付費のうち、項 4 出産育児諸費でございます。

こちらにつきましては、目 1 出産育児一時金と致しまして、前年度と比較しまして 420 万円の減額で 1,344 万円を計上しております。

これは、国保の被保険者の方の出産に対する一時金でございます。本年度は、42 万円の 32 人分で計上しているところでございます。

続きまして、同じく 14 ページの、款 3 後期高齢者支援金等、項 1 後期高齢者支援金等。こちらにつきましては、目 1 後期高齢者支援金と致しまして、前年度に比較しまして 1,276 万 5,000 円の増額としておりまして、本年度 4 億 6,968 万 1,000 円を計上しております。

これは、75 歳以上の後期高齢者の方たちの医療費を支援する分でございますして、各保険者

に義務付けられているものでございます。

これは全て、社会保険診療報酬支払基金の方に納付をするものでございます。

続きまして、15 ページでございます。

中段、款 7 共同事業拠出金、項 1 共同事業拠出金、目 1 高額医療費拠出金、それから目 2 保険財政共同安定化事業拠出金。こちらにつきましては、先ほど歳入のところで簡単にご説明を申し上げましたが、80 万円以上のレセプトに対して拠出するものでございまして、それぞれの保険者が拠出を致しまして、それを取りまとめ、国保連合会から保険者にレセプトの状況、医療費の状況によって交付をされるものでございます。

目 2 につきましては、先ほど歳入で説明しました要因と同様で、レセプトが 1 円以上の全てのものを対象とするために、4 億 4,236 万 1,000 円の大幅な増額となっております。

それから、17 ページをお願い致します。

17 ページ、款 10 諸支出金、項 2 繰出金、目 1 直診勘定繰出金。こちらにつきましては、本年度 467 万円を計上したところでございます。

前年度と比較致しますと、1,722 万円の大幅の減額となっております。

こちらにつきましては、説明にありますとおり、国保直営診療施設保健事業と致しまして、国の補助金として特別調整交付金で交付をされる分でございます。阿蘇医療センターへ国保特会からそのまま繰り出すものでございます。

昨年と比べての大幅の減額の理由は、26 年度は施設整備に対する分が含まれておりましたので、その分が減額となっております。

国保特会につきましては、以上でございます。

ご審議の程、どうぞ宜しくお願い致します。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 5 議案第 37 号 平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 5、議案第 37 号「平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」を議題と致します。

ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） ただ今議題としていただきました、議案第 37 号「平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計について」ご説明申し上げます。

予算書は、別冊 12 になります。

1 ページをお願い致します。

第 1 条にありますとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 30 億 8,106 万 6,000 円と致したところでございます。

歳入に関しましては、介護保険料、それから国・県支払基金、それから繰入金等を計上しております。

歳出におきましては、総務費、それから保険給付費等が主なものとなります。

主な内容について、ご説明を申し上げます。

7 ページをお願い致します。

まず、歳入でございますが、一番上段、款 1 保険料、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料につきまして、本年度は前年度と比較致しまして 1 億 3,692 万 8,000 円の増額を見込んで、5 億 3,812 万 3,000 円を計上させていただいております。

これにつきましては、先日、全協でもご説明をさせていただきましたが、第 6 期のサービス料等を見込んで、保険料を改正の見込みでございますので、見込み改正のとおりで今回保険料の方を見込んでおりますので増額となっております。

それから、8 ページ、款 5 をお願い致します。

款 5 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金、それから目 2 地域支援事業支援交付金でございますが、こちらにつきましては、第 2 号被保険者の保険料の負担の方が 1%、少子高齢化のために 27 年度から引き下げられる予定となっておりますので、その分を反映させて前年度と比較致しまして 3,039 万 3,000 円を減額と致しまして、8 億 1,649 万 3,000 円を計上させていただいております。

それから、10 ページをお願い致します。

上から 2 つ目の、款 9 繰越金でございますが、こちらにつきましては、前年度 1 億 1,380 万 1,000 円を比較致しまして減額としております。

こちらにつきましては、繰越しの金額が多く 26 年度は見込まれましたので計上しておりますが、本年度は今の給付の見込み等を計算致しますと、繰越金が 1,070 万円程度になると見込まれますことから減額としております。

収入については、以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

12 ページをお願い致します。

款 1 総務費、項 1 総務管理費のうち、目 1 一般管理費でございます。

こちらにつきましては、主に介護保険事業を担当する職員の人件費と事務費、それから委託料等を主にみておりますが、今回、前年に比較致しますと 915 万 5,000 円増額となっておりますが、これは 26 年の当初と 27 年の当初で人件費関係で 1 名増となっているものが要因でございます。

それから、14 ページをお願い致します。

中段でございます。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費。こちらにつきましては、介護給付の伸び等を勘案致しまして、昨年に比べ 397 万 4,000 円を増額と致しまして、25 億 1,460 万 5,000 円を計上しております。

その下につきましては、項 2 介護予防サービス等諸費、目 1 介護予防サービス給付費で

ございます。こちらにつきましては、前年度に比べまして 447 万 4,000 円の減額として、1 億 4,611 万 9,000 円を計上しております。

但し、こちらの両方の保険給付費につきましては、平成 27 年度から第 6 期で制度改正等が大幅な制度改正が行われますことから、状況を見ながら補正等で対応してまいりたいと考えております。

それから、15 ページをお願い致します。

一番下になります。

款 5 地域支援事業費、項 1 介護予防・日常生活支援総合事業費。こちらが目の 1 から 4 までございますが、制度改正等により内容の見直しをして、若干、項の中で予算の増減を行っております。

一番下の、目 4 総合事業清算金というところが、本年度新しく計上した分でございますが、こちらは住所地特例で他所の市町村の施設に入所されている方がその地域支援事業を利用された場合、保険者である阿蘇市に保険請求がきますことから、その支払いに充てる分として新しく今回計上をした分でございます。

歳出について、主なものは以上でございます。

他に、地域包括支援センターの委託料につきましては、前年同様でございます。

以上です。

ご審議の程、どうぞ宜しくお願い致します。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 6 議案第 38 号 平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 6、議案第 38 号「平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」を議題と致します。

ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） ただ今議題としていただきました、議案第 38 号「平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計について」ご説明を申し上げます。

予算書は別冊 13 でございます。

1 ページをお願い致します。

こちら第 1 条にありますとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 8,896 万 4,000 円と致しております。

主な内容について、ご説明を申しあげます。

7 ページをお願い致します。

一番上段の歳入の、款 1 後期高齢者医療保険料につきましては、項 1 後期高齢者医療保険

料、目 1 特別徴収保険料、それから目 2 普通徴収保険料でございます。

こちらについては、殆ど前年と変わりがございませんが、2 億 2,181 万 3,000 円を計上しているところでございます。

それから、款 4 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 事務費繰入金。こちらにつきましては、後期高齢の事業を行っております職員の主に人件費と事務費でございます。

それから、目 2 保険基盤安定繰入金と致しまして、前年度比 451 万 8,000 円の増額と致しまして、1 億 2,139 万 8,000 円を増額としております。これにつきましては、4 分の 3 は県の負担する分でございます。

8 ページの一番下、款 6 諸収入の方をお願い致します。

項 5 受託事業収入でございます。目 1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入でございます、これにつきましては、前年度と比較いたしますと 82 万 8,000 円の増額としております。

これは、後期高齢者の方々の健康診査の事業を、県の広域連合から市が受託する分の収入でございます。

歳入については、以上でございます。

続きまして、10 ページ、歳出の方をご説明致します。

11 ページをお願い致します。

中段でございます。

款 2 後期高齢者医療広域連合負担金、項 1 後期高齢者医療広域連合負担金、目 1 後期高齢者医療広域連合負担金。こちらにつきましては、説明のところにありますとおり、市で徴収しました保険料の方を広域連合に納付する分、それから保険基盤安定負担金これらが主な内容になります。

前年度と比較致しますと 308 万 6,000 円の増額で、本年度は 3 億 4,324 万 1,000 円を計上したところでございます。

その下の、款 3 保険事業費でございます。

項 1 健康保持推進事業費、目 1 健康診査費。こちらにつきましては、先ほど歳入のところでご説明申し上げましたが、広域連合が行う 75 歳以上の方々の健康診査の受託に対する分の歳出でございます。

昨年と変わっているところと致しましては、26 年度までは 75 歳以上の方は集団健診のみでございましたが、27 年度からは特定健診で個別健診の方を既に実施しておりますので、27 年度は 75 歳以上の方々に関しても、かかりつけの病院で個別の健診ができるよう、100 名分を追加として予算を計上しております。

それから、12 ページの上段、目 2 鍼灸給付費でございます。

こちらにつきましては、前年度と比較致しまして 100 万円の減額としております。

これは、高齢者 75 歳以上の方々のあんま券の給付によるものです。実績に併せて、本年度は減額として 280 万円を計上したところでございます。

後期高齢特別会計につきましては、以上でございます。

どうぞ、ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（藏原博敏君） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 4 番、谷崎です。

7 ページに滞納が書いてありますが、今、後期高齢者の徴収は年金からの差し引きのみでしょうか、それとも選択制になってますでしょうか。

その質問が 1 つと、あとは、国民健康保険と介護保険は値上げになったんですが、この後期高齢者の広域でやってますが、今後の見込みはどういうふうになっていきますでしょうか。

2 つの質問、お願いします。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） ただ今のご質問にお答えいたします。

まず、保険料の納付方法でございますが、原則、年金からの天引きでございます。

但し、年金天引きが出来ない方と、年金天引きをせずに選択して、普通徴収、原則、口座振替をお願いしておりますが選ぶことができます。

ですから、全てが年金からの天引きの方ではございません。本人が、希望をして口座振替をしますということであれば選択をして、普通徴収で納付をされている方もいらっしゃいます。

その場合は、特別徴収は偶数月で年金月ですので、年に 6 回の納期となっておりますが、普通徴収の場合には、後期高齢は 7 月本算定で 3 月までの納期で 9 回に分けて納付をすることが出来ます。

それから、広域連合の方の後期高齢者の保険料についてのお尋ねでございますが、熊本県の広域連合に関しましては、2 年間で保険料を見直すということになっておりますので、26 年と 27 年までは変わりがなく保険料の方は変更の予定はございません。

但し、医療費の方は国保と同様でございますが、やはり 1 人当たりの医療の高度化等が影響して医療給付費の方は伸びておりますので、28 年度以降については、またそれらを勘案して保険料の改正になるのではないかと思っておりますが、今の段階でははっきりした金額は分かりません。

ちなみに、均等割が 4 万 7,900 円、所得割率が 9.26%というのが、熊本県の保険料率でございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他にないようですので、質疑を終わります。

日程第 7 議案第 39 号 平成 27 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について

日程第 8 議案第 40 号 平成 27 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について

日程第 9 議案第 41 号 平成 27 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について

日程第 10 議案第 42 号 平成 27 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について

○議長（藏原博敏君） お諮り致します。

日程第 7、議案第 39 号「平成 27 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」から、日程第 10、議案第 42 号「平成 27 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」までを、一括議題としたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号から議案第 42 号までを、一括議題とすることに決定致しました。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） ただいま、一括して議題とさせていただきました、各財産区予算について、ご説明いたします。

まず、別冊 14 をお願いします。

議案第 39 号、平成 27 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算につきまして、ご説明を致します。

1 ページをお願い致します。

第 1 条になりますが、歳入歳出予算の総額を 1,420 万 8,000 円と致しております。

6 ページをお願い致します。

歳入になりますが、款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 水道使用料につきましては、前年と同額の 720 万 1,000 円を計上致しております。

7 ページをお願い致します。

歳出になりますが、款 4 水道管理費、項 1 水道管理費、目 1 水道管理費、節 11 需用費の修繕料、この 7 ページの一番下になりますが、150 万円につきましては、管の補修又はタンクの補修等として計上をいたしております。

続きまして、別冊 15 をお願い致します。

議案第 40 号「平成 27 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について」ご説明を致します。

1 ページをお願い致します。

第 1 条になりますが、歳入歳出予算の総額を 1,579 万 7,000 円と致しております。

6 ページをお願い致します。

歳入になりますが、款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 水道使用料につきましては、平成 27 年から古城 1 区、2 区、3 の 1 区、3 の 2 区が本年中に上水道加入ということになりますので、前年比 450 万円減額の 350 万 1,000 円と致しております。

8 ページをお願い致します。

歳出になりますが、款 4 水道管理費、項 1 水道管理費、目 1 水道管理費、節 11 需用費の修繕料につきましては、老朽管の補修等の費用として計上致しております。

続きまして、別冊 16 をお願い致します。

議案第 41 号「平成 27 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について」ご説明を致します。

1 ページをお願い致します。

第 1 条になりますが、歳入歳出予算総額を、1,424 万 2,000 円と致しております。

6 ページをお願い致します。

歳入になりますが、款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 水道使用料につきましては、前年度同額の 900 万 1,000 円で計上を致しております。

7 ページをお願い致します。

款 3 財産管理費、項 1 財産管理費、目 1 財産管理費の節 13 委託料でございます。

その中の、小嵐山草刈作業業務委託料につきましては、今まで年 1 回の草刈りでございましたが、地元からの要望、又は財産区からの要望もあり、本年は 2 回分を計上しております。

8 ページをお願い致します。

款 4 水道管理費につきましては、老朽管の補修等で修繕料を 150 万計上致しております。

本年は、現時点で工事予定が無いため、600 万円の減額というかたちで予算を計上させていただいております。

最後に、別冊 17 をお願い致します。

議案第 42 号「平成 27 年度阿蘇市宮地財産区特別会計について」ご説明を致します。

1 ページをお願い致します。

第 1 条になりますが、歳入歳出予算の総額を 3 万円と致しております。

なお、宮地財産区につきましては、歳入歳出とも前年と同額で計上させていただいております。

以上、一括議題とさせていただきました、議案第 39 号から議案第 42 号につきまして、ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（藏原博敏君） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、日程第 7、議案第 39 号「平成 27 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」から、日程第 10、議案第 42 号「平成 27 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」までの質疑を終わります。

日程第 11 議案第 43 号 平成 27 年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 11、議案第 43「平成 27 年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について」を議題と致します。

経済部農政課長の説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（本山英二君） ただ今議案としていただきました、議案第 43 号「平成 27 年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について」 ご説明させていただきます。

別冊 18 をお願いします。

この特別会計におきましては、本議会提出しております、議案第 22 号の阿蘇市特別会計設置条例の一部改正により新たに設置した特別会計でございます。

設置目的については、土地改良法に基づいて、坂梨地区の区画整理の実施に伴い、当該換地計画において金銭による清算を一般の歳入歳出と区分して経理する必要があるということで設けたものでございます。

1 ページをお願い致します。

第 1 条でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 19 万 5,000 円と致しております。

詳細につきましては、7 ページの方をお願い致します。

款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金の目 1 農業費負担金、節 1 農業費負担金ですが 19 万 5,000 円ということで、区画整備に伴い一部隣接する市道拡幅工事を行うということで、その用地として市より受け入れるものでございます。

8 ページをお願いします。

歳出ですが、款 1 農業費、項農業費、目 1 中山間総合整備事業費ということで、節 19 負担金及び補助交付金 19 万 5,000 円ということで、換地清算金として支払われるものでございます。

換地事務につきましては、本年度確定測量を行いまして、平成 28 年度において換地清算金が確定をするということでございますので、次年度への繰越しということで、正式には平成 28 年度予算の中で地元受益者の換地清算金も含めて出し入れを行い、特別会計についても 28 年度で終了するということになりますので、どうぞ宜しくお願いします。

審議方、宜しくお願いします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 12 議案第 44 号 平成 27 年度阿蘇市水道事業会計予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 12、議案第 44 号「平成 27 年度阿蘇市水道事業会計予算について」を議題と致します。

水道局水道課長の説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（丸野雄司君） ただ今議題としていただきました、議案第 44 号、平成 27 年度阿蘇市水道事業会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

資料は、別冊の 19 でございます。

資料には載せておりませんが、新年度の予算編成に当たりまして、水道局としての方針でございますが、まず収入につきましては、最も大きな財源を占める水道料金の収入の確保が不可欠であり、引き続き収納率を上げていくことに努め、計画的な事業執行や経費縮減に向けまして取り組みを進めることで利益を確保し、自己資金の充実を図ってまいりたいと思っております。

支出につきましては、老朽化した施設等の整備や、水道運営の基盤の強化につきまして、阿蘇市総合計画、及び水道ビジョンを基本に計画的に進めまして、安定した水量を確保することにより、より安全・安心な、そして水の安定供給を目指していきたいと考えております。

それでは、予算書の説明に入らせていただきます。

1 ページでございます。

第2条の業務の予定量でございますが、上水道事業、括弧書きで（上水道事業）と（簡易水道事業）というふうに分けておりますが、まずこの定義を少しご説明しておきます。

上水道事業でございますが、給水している地域におきまして、計画給水人口が5,001名を超える事業を上水道事業というふうにしております。

それから、簡易水道事業でございますが、逆に5,000人以下の給水人口の事業ということとで簡易水道事業というふうに定めております。

それでは、(1)の給水戸数からでございますが、上水道事業につきましては7,784戸、簡易水道事業につきまして1,856戸に給水を行うこととしております。

(2)の給水事業所数ですが、上水道事業は1ヶ所、簡易水道事業は10ヶ所でございます。

(3)の年間総給水量でございますが、上水道事業は303万9,000t、簡易水道は77万2,000tを見込んでおります。

(4)一日平均給水量でございますが、上水道事業は8,300t、簡易水道は2,100tでございます。

(5)の主要な建設改良事業でございますが、上水道、及び簡易水道施設更新整備事業、並びに老朽管更新事業を計画をしておるところでございます。

詳細の予算の説明を、25ページの明細書で説明をさせていただきます。

25ページ、平成27年度の阿蘇市水道事業会計予算明細書でございます。

1. 収益的収入及び支出、それから2. 資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

26ページ、1の収益的収入及び支出でございますが、これは管理運営に関する収入及び支出でございます。

款1 上水道事業収益でございますが、予定額を3億6,123万円を計上しております。

主な内容につきましては、項1 営業収益、目1 給水収益、節1 水道料金の3億3,840万円、それから項2 営業外収益でございますが、目4 長期前受金戻入でございます。1,110万円を予定額として上げております。

これは、平成17年度、合併後から企業会計に入ってきました補助金や工事負担金等々の合計を対象に、27年度の減価償却費を収益として計上するものでございまして1,110万円を計

上しております。

27 ページでございます。

款 2 簡易水道事業の収益でございますが、1 億 3,977 万 1,000 円を計上しております。

主な内容と致しましては、項 1 営業収益、目 1 給水収益、節 1 水道料金 7,900 万円、それから下の方、目 3 その他営業収益、節 1 他会計負担金として 1,850 万円を計上しておりますが、一般会計からの繰入れでございまして、減価償却の負担金 1,500 万円につきましては、波野簡水の減価償却負担分でございます。

それから、項 2 営業外収益でございます。節 1 他会計補助金 813 万 8,000 円を計上しております。

内容につきましては、旧阿蘇町の簡水、それから波野簡水の今年度起債の償還利息分、2 分の 1 半分につきまして、一般会計から繰入れる分でございます。

それから、目 3 長期前受金戻入ということで、3,133 万 3,000 円を計上しております。

先ほど、上水の方で説明したとおり、減価償却費を収益として計上したものでございます。

それから、最後ですが、収益的収入の合計を 5 億 100 万 1,000 円と致しております。

支出、28 ページの支出でございます。

款 1 上水道事業費を、予定額として 3 億 5,772 万 3,000 円を計上致しております。

主な内容でございますが、項 1 営業費用、目 1 総係費の節 1 報酬、非常勤職員報酬、一応 5 名分を充てております。

それから、節 2 給料等ですが、10 名の人件費分でございます。

下の方、節 12 動力費でございますが 4,400 万円。内容につきましては、施設電力電気料、いわゆる動力ポンプ等の運転費用でございます。

29 ページでございます。

節 19 委託料でございます。2,170 万円を予定しております。メーター検針、徴収、水質検査等々の委託でございます。

30 ページでございます。

目 3 減価償却費として、1 億 2,700 万円を計上しております。施設や水道配管などの、構築物やポンプ等の減価償却費でございます。

中ほどの、項 2 営業外収益、目 1 支払利息及び企業債取扱諸費、節 1 企業債利息として 3,300 万円を計上致しております。

企業債利息分を償還するものでございます。

捲っていただいて、31 ページでございます。

今度は、款 2 簡易水道事業費として、予定額を 1 億 1,724 万 8,000 円を計上致しております。

内容と致しましては、項 1 営業費用、目 1 総係費、節 1 報酬につきましては 2 名分、それから給料等につきましては、1 名分の人件費を計上させていただいております。

節 12 動力費につきましては 1,450 万円、これも簡易水道の方の施設動力電気料でございます。

32 ページでございます。

節 26 原水費として、700 万円を計上しております。

内早川、それから中松新水源、これはいずれも阿蘇山上の古坊中の原水費として、これは南阿蘇の方に支払うものでございます。

それから、山崎水源につきましては、高森町の方に支払うものでございます。

それから、目 3 減価償却費でございます。5,000 万円を計上しております。

施設や水道配管等の構築物や、ポンプ等の減価償却費でございます。

33 ページでございます。

項 2 営業外費用として、主に企業債の利息分の償還として 1,490 万円を計上致しております。

以下、款 3 予備費を 500 万円を計上致しまして、収益的支出の合計でございますが 4 億 7,997 万 1,000 円と致しております。

34 ページの、資本的収入及び支出でございます。

施設の建設に関する収入、及び支出になります。

款 1 上水道事業資本的収入でございますが、予定額を 1 億 1,280 万 8,000 円計上致しております。

主な内容につきましては、項 1 企業債 1 億円、上水道施設更新整備事業の財源として充てるものでございます。

それから、項 4 工事負担金 1,000 万円、下水道工事負担金としての分でございます。

捲っていただいて、35 ページでございます。

款 2 簡易水道事業資本的収入でございます。予定額を 7,150 万 5,000 円計上致しております。

主な内容でございますが、施設の項 1 工事負担金 1,650 万円、それから中ほどのちょっと下の方の項 5 企業債 1,650 万円、そして下の項 6 国庫補助金の 1,100 万円、いずれも坂の上立塚までの、今回、疎水管整備を 2 期に分けて計画をしております。一応、その財源に充てるものでございます。

以上、資本的収入の合計でございますが、1 億 8,431 万 3,000 円と致しております。

36 ページ、支出でございます。

款 1 上水道事業資本的支出でございますが、予定額を 3 億 4,187 万円計上いたしております。

内容につきましては、項 1 建設改良費、目 1 工事費、節 1 工事請負費 2 億 1,030 万円、内容と致しましては、上水道施設の更新整備工事外、緊急工事等々でございます。

それから、項 2 企業債償還金と致しまして、今年度計画されている企業債償還の元金分として 1 億 1,370 万円を計上致しております。

37 ページでございます。

款 2 簡易水道事業の、資本的支出でございます。予定額を、1 億 3,800 万円計上致しております。

主な内容につきましては、項 1 建設改良費、目 1 工事費、節 1 工事請負費 7,900 万円、先

ほど申しました、波野の簡易水道施設整備工事外、緊急工事等でございます。

それから、項 2 企業債償還金と致しまして、企業債の元金分として 5,210 万円を計上致しております。

最後に、款 3 予備費を 500 万円計上致しまして、資本的支出の合計を 4 億 8,487 万円と致しました。

以上、平成 27 年度の予算書につきまして、ご説明をさせていただきました。

ご審議の程、宜しくお願いします。

○議長（藏原博敏君） これより、質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮り致します。

暫時休憩をしたいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認め、暫時休憩を致します。

なお、2 時 10 分から再開致します。

午後 1 時 56 分 休憩

午後 2 時 09 分 再開

日程第 13 議案第 45 号 平成 27 年度阿蘇市病院事業会計予算について

○議長（藏原博敏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 13、議案第 45 号「平成 27 年度阿蘇市病院事業会計予算について」を議題と致します。

阿蘇医療センター事務局長の説明を求めます。

医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お疲れ様です。

ただ今議題としていただきました、議案第 45 号、平成 27 年度阿蘇市病院事業会計予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

別冊 20 をお願い致します。

なお、平成 26 年度は 8 月の新病院を開院するにあたりましての、準備や運用面の構築等を主体としたことから、平成 27 年度が通年を通した予算ということになりますので、本予算策定にあたりましては、常勤医師をはじめとした医療スタッフを充実し、急性期を担う地域の中核病院として、地域の医療機関や関連施設等々連携を図りながら、患者様の視点に立った医療の提供を実践し、地域住民の健康維持と福祉の向上に貢献させていくことを念頭に、予算作成をさせていただいております。

1 ページをお願い致します。

本年の業務の予定量でございますが、第2条です。

(1) 病床数については、従来と同じ120床、3病棟体制です。感染症病床数が、4床ございます。これは、病院が第二種感染症指定病院ということで、4床確保しているところでございます。

(2) 年間患者数ですが、入院患者につきましては延べ3万9,420人、外来患者数につきましては延べ6万750人を見込んでおります。

なお、昨年度からなんですが、波野診療所分を合算しておりますので、入院は波野はございませんのでゼロですが、外来につきましては内訳と致しまして、阿蘇医療センターの見込み数が5万5,664人、波野診療所分を5,086人見込んでおります。

次の、(3) 1日平均患者数につきましては、入院患者においては、上記の3万9,420人を診療日数365日で割りました1日当たり108名、外来につきましては6万750人ですね、これを診療日数は243日になりますが、割った250名が1日当たりということで見込んでおります。

続きまして、2ページでございますが、第3条と致しまして収益的収入及び支出でございます。

いわゆる、3条予算というものなんですが、公立病院の経営活動に伴いまして、発生が予定される全ての収益と、それに対応する全ての費用を計上させていただいております。

収益的収入では、医業収益、医業外収益等を計上して、総額26億2,070万5,000円としております。

支出では、医業費用、及び医業外費用、特別損失等を計上して、総額29億7,718万円としております。

なお、収益的収入が支出額に対して不足します3億5,647万5,000円につきましては、旧病院の病棟解体等に伴う特別損失でございます。単年度のみが発生、ということになっております。

続きまして、開けていただきまして、3ページをお願い致します。

次は、資本的収入及び支出でございますが、第4条、こちらの方はいわゆる4条予算というものでございますが、設備投資のための建設改良費、及び建設改良に係る企業債償還金等の支出の予算になります。

資本的収入では、他会計負担金及び県補助金を計上して、総額1,394万7,000円としております。

支出では建設改良費、企業債償還金、市借入金償還金を計上して、総額7,636万円としております。

なお、資本的収入が支出額に対して不足します6,241万3,000円につきましては、過年度損益勘定留保資金で補填するということで、過年度分の現金の支出を必要としない費用、減価償却費等の計上による内部留保資金で補填をさせていただくということにしております。

続きまして、4ページですが、一時借入金につきましては、限度額を20億円と定めております。

次に、議会の議決を経なければ流用することができない経費と致しまして、職員給与費が13億4,960万6,000円、交際費が85万円ということで、これにつきましては、議会の議決を経なければ流用ができないということで定めております。

次に、たな卸資産の購入限度額につきましては、3億9,605万9,000円ということで、内訳は、薬品費が1億7,894万1,000円、診察材料費が2億1,711万8,000円ということで、これにつきましては、財産として貯蔵品管理をさせていただいております。

詳細につきましては、27ページ以降で説明をさせていただきたいと思いますので、宜しくお願いします。

28ページになりますが、まず款1病院事業収益、項1医業収益でございます。

目1入院収益につきましては、先ほど申し上げました、1日当たり、かつ年間延べ患者数の見込み数に診療単価、これにつきましては、入院に係る検査代等も含みましたところで、お1人当たり3万8,000円程度見込んでおりまして、合計額の15億1,577万2,000円としております。

目2外来収益につきましては、病院の外来患者様の収益、それと診療所の医科、歯科それぞれの患者様の外来収益を合算で見込みをさせていただきまして、合計で7億5,912万9,000円としているところでございます。

なお、内訳と致しましては、病院の外来収益が7億1,253万3,000円、波野診療所の外来収益が4,659万6,000円ということで計上見込みをしております。

目3その他医業収益につきましては、5,074万3,000円ということで、ご覧のとおり、ほぼ前年並みで計上させていただいておりますが、各種健診、ドック、節4その他医業収益の合算額、或いは差額ベッド代の合算額を予算措置、上げさせていただいております。

次に、29ページをお願い致します。

項2医業外収益になりますが、こちらにつきましては、合計額で2億9,501万1,000円ということで、主なものにつきましては、目2他会計負担金ということで、1億9,353万3,000円計上させていただいておりますが、これにつきましては、資本的収入の方でも1,128万7,000円、一般会計の方から繰り入れていただくことになっておりますので、合計と致しましては2億482万円ということで計上させていただいております。

なお、この中にはいわゆる波野診療所の赤字補填に対しまして、一般会計の方で補填していただきます3,700万円を含んで予算措置をさせていただいております。

次の、目4長期前受金戻入ということで8,671万1,000円を計上しておりますが、これにつきましては、経理上の措置ということで減価償却費の財源ということで、昨年度から地方公営企業会計の法改正の中で計上することになりました。ということで、現金の収入はございません。

次に、目5その他医業外収益でございますが713万円ということで、昨年と比べると769万円ほど減額になっておりますが、このうち主なものと致しまして、阿蘇山上救急看護業務を阿蘇医療センターの方で受託しておりましたが、ご承知のとおり、今規制があつておりますのでその業務がありませんので、その分を27年度は冒頭から減額させていただいております。

それで、この額が減額したことになっております。

ということで、収益につきましては、医業収益、医業外収益合計の 26 億 2,070 万 5,000 円とさせていただいております。

次に、資本的支出のご説明を致します。

31 ページをお願い致します。

款 1 病院事業費用の項 1 医業費用の中で、それぞれございますが、まず人件費と致しまして、目 1 給与費でございます。給料の総額と致しましては、4 億 8,674 万 1,000 円を計上しております。

内訳と致しましては、医師 11 名、医療技術員 29 名、看護師 76 名、準看護師 2 名、事務員 16 名、労務員 2 名ということで、この数字を計上させていただいておりますが、取り合えず医師の分は常勤の先生が 9 名になるということと、波野診療所の歯科の高宗先生は常勤ですのでその高宗先生の分と、年度途中で新しい常勤の先生の雇用ができればということで 11 名分というようなかたちでの計上です。

なお、常勤職員の正職員の合計数は 136 名を見込んでおります。

次に、常勤職員に対する手当ですが総額 3 億 7,562 万 6,000 円ということで、ご覧のとおり、節 7 医師手当等から節 8 医療技術員手当等ということで、それぞれ正職員の手当をこの額で計上させていただいております。

次に、33 ページをお開けいただきたいと思います。

一応、手当の中には含まれるところではあるんですが、節 13 賞与引当金繰入額ということで 5,798 万 2,000 円を上げておりますが、これは昨年からなんです法改正の中で、実質の支払いは無くても来年度の支出の担保をするということで予算計上しなさいということになっておりますので、この分につきましては、実際の支払いの支出の予定はございません。

次に、その下からの賃金ですが、総額と致しまして 1 億 6,684 万 9,000 円ということで、節 14 医師賃金につきましては、常勤の医師を支えていただくところの非常勤医師の賃金を延べ 22 名、うち 3 名は波野診療所に勤務していただく非常勤医師の賃金でございます。

その他、看護師が延べ 13 名、医療技術員が延べ 2 名、事務員が延べ 6 名、労務員が延べ 2 名ということで、それぞれ賃金を計上させていただいております。

節 20 につきましては、それら常勤、或いは非常勤の職員に係る法定福利費ということで、2 億 9,266 万 1,000 円を計上させていただいております。

なお、次の 34 ページですが、節 21、節 22 は先ほどの賞与引当と同じなんです、これにつきましては実際の支出は生じませんが、それぞれ法定福利費の引当と退職給付の引当ということで、帳簿上の予算措置をするようになっておりますので、それぞれこの額を計上させていただいております。

次に、目 2 材料費ですが 4 億 2,809 万 7,000 円ということで、昨年に比べましてだいぶ増額しておりますが、ご承知のとおり常勤医師も増えることから、それぞれ節 2 診療材料費、並びに検査室(試薬等)、前後しますが注射、或いは診療材料、或いは入院患者様が増えることによります節 3 給食材料費とかが増額するということで、これだけ今年度は増額をさせて

いただいているところでございます。

次の、目3経費でございますが、総額で4億2,770万計上させていただいております。

経費につきましては、新しい病院というのはまだ実績がございません。ということで、開院後5ヶ月間の実績を基に、それを1年間に繰り延ばしたようなかたちで経費の算定をさせていただいているところでございます。

主なものと致しましては、光熱費が電気料の4,200万円を含め4,800万円、開けていただきまして35ページ、いろいろ新病院におきまして各種医療機器を含めリースで借りておりますので、総額の6,182万円、開けていただきまして37ページ、節14委託料になります。2億4,769万3,000円を計上致しております。

大きなものと致しましては、清掃業務が1,751万1,000円、警備等業務委託が1,069万4,000円、受付等の医事業務が4,427万2,000円、次は38ページになりますが、電子カルテ等各種医療情報システムを導入しておりますがその保守費用と致しまして、まん中もとですが医療情報システム保守1,928万5,000円、次に39ページでございますが、一般会計の方のご説明の中でもありましたが、新しい阿蘇医療センターの方で病児・病後児保育をすることになっておりますが、そのうちの業務の一部を外部の方に委託する予定もございますので400万円、それと薬局業務につきまして、薬品管理や事務補助等、現在、薬剤師の先生も少ないというのもありまして、そういったスコットの業務委託を含め2,000万円予算しております。

新しく新病院になりまして、始まった新しい保守等の委託料もその他、額は少ないですが発生しております。

次に、40ページになりますが、目4減価償却費が3億3,627万8,000円、目5資産減耗費が30万円ということですが、これにつきましては、何回もすみません、申し訳ございませんが、会計上の処理ということで、実際の現金の支出がございませんが経費ということでの計上が義務付けられている額でございます。

次の、項2医業外費用でございますが、目1支払利息及び企業債取扱諸費ということで4,916万6,000円。これらにつきましては、まず節1企業債利息が、負担金償還、企業債の利息は既に始まっておりますが4,361万5,000円、それと一時借入をした場合の利息の予定額と致しまして400万円、一般会計の借入金の利子相当分と致しまして155万1,000円の返済予定額を計上させていただいております。

41ページをお願い致します。

先ほど申し上げましたが、本年度、項3特別損失ということで病棟等の解体撤去費を、解体撤去を予定しておるところでございますが、実際の現金支出が伴います撤去費と致しましては7,494万円を計上致しております。

なお、その上段の固定資産除却費につきましては、病棟の建物、設備機器それが一括ですね、今の資産価値につきましては撤去することにより特別損失が生じるということで、実際に金の支出は発生しませんが、額と致しまして2億8,153万5,000円経費として計上しているところでございます。

ということで、先ほど申し上げましたが、その特別損失分が収益よりも上回っております

が、費用合計と致しましては 29 億 7,718 万円計上させていただいております。

次に、42 ページでございますが、資本金収入及び支出の内訳でございますが、前後致しますが支出の 2 になります。

款 1 資本金支出、項 2 企業債償還金ということで、平成 27 年度から借入をしております企業債の換金償還がスタート致します。その費用が、2,257 万 5,000 円です。

なお、その 2 分の 1 は法の中で一般会計の方から繰り入れをさせていただくということになっておりますので、歳入の方でその 2 分の 1 と致しまして 1,128 万 7,000 円を計上させていただいております。

支出の項 3 他会計借入金償還金でございますが、これも昨日の借入れの元金、それと以前お借りしました分の市の元金の償還金が 3,856 万円ということで償還をさせていただきますので、ここで予算計上させていただいているところでございます。

以上で、説明を終わります。

ご審議いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

9 番、河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） 詳しく説明がありましたので、私の聞き漏らしがあると思いますけれども、再度質問を致します。

当初の一般会計で可決されましたけれども、繰出金が 2 億 400 万円ですね、この中に繰入金金が 1 億 9,300 万円ということで、先ほど説明があったようですけれども、1 千数百万円差異があります。

その差異については、どこの科目に一番最後の 43 ページかな、どこで計上してあるのか、何に目的は使うのかを説明されましたけれども、再度説明をしていただきたいと思います。

それと、説明がありましたけれども、私の勘違いかもしれませんが、昨日も話題になりました、従来の全適になる前の欠損金ということで、特別欠損金なのか累積欠損金という科目が分かりませんが、その額が説明はあったようですが再度説明をしていただきたいと思います。

それと、今日、新聞を見ましたところ、私も初めてこの言葉を知ったんですけれども、病院開院時に常勤医目標数 10 人と書いてありますけれども、このような言葉、私は初めて見た訳です。病院建設計画の中では、当初から計画は 15 名だと思います。

医療再生協議会の文書、資料を私は持っておりませんが、局長は資料を持っていると思いますが、計画は目標計画は 10 名となっておりますが、こんな言葉はなかったと思います。

病院の建設計画、経営計画の中には、当初から 15 名が常勤医となっておりますが、私の判断ではそのように判断しますけれども、それは私の考え方が間違っているのでしょうか。

以上の点を、質問致します。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えさせていただきます。

一般会計からの繰入金につきましては、合計額で2億482万円でした。

なお、それを同額を1本で受け入れをしておりませんで、病院会計の方は、まず29ページに他会計負担金と致しまして、これは法定分としていただくということで1億9,353万3,000円計上させていただいております。

それと、残りの1,128万7,000円ですが、42ページの資本的収入の他会計負担金ということで、この1,128万7,000円につきましては、その下段にあります企業債の換金償還がスタートし、建設改良費の2分の1は一般会計の方から繰入れをしていただくという法の定めによりましていただくということで、分けてこの額をこの42ページの方に計上させていただいておりますので、合算していただければ一般会計額の支出が繰出し額と一致致します。

それと、累積欠損につきましては、25年度の累積欠損額が5億6,370万6,000円ということで、昨日の2億2,571万4,000円の補填の対象になっておるのは、その25年度までの累積欠損についてということでございます。

最後の新聞記事にありました、医師目標の10人なんです、公立病院の改革プランというのは河崎議員もご存じと思いますが、その中で平成27年度の、いわゆる当初は開院というのは、改革プランの27年度の目標ということで常勤医師10名、それは病院の改革プランの中に明記してありますので、その数値が取材の中でそういう数字を述べたことが、昨日の新聞記事になったと思っております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 9番、河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 先ほどの累積欠損金ですね、その計上の見方が私も25年度決算書を持っておりますけれども、25年度決算書の中で再度、説明をしていただきたいと思います。

昨日までは、全適になったからこのような処理をしたという、私の聞き違いかもしれませんが、そのようにお聞きいたしました。

そういうことで、25年度の特別損失の決算書、財務諸表を持っておりますけれども、この中で説明をしていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） あのですね、一般会計からの繰入れをいただく根拠と致しまして、要は26年の4月から全適になりまして新しい事業管理者が、以前は市長だったんですが、今度は甲斐院長に代わられたということで、要はその26年4月からは新しい事業管理者が経営責任を負うということになりますので、それ以前26年度からですから、それ以前の25年度までの病院事業会計の累積欠損が総額で5億6,370万6,000円ございました。

それに対して、繰出しをしていただくということで、昨日はそういうことでございました。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 9番、河崎徳雄君、3回目です。

○9番（河崎徳雄君） ただ今、累積欠損金については大体納得を致しました。

しかし、3 回目ですけれども、1 番の医業収益あたりが、やっぱり今年は 23 億円になっております。26 年度、昨日、補正ですけれども 12 億円ですね、極端に言えば倍近くの医業収益を掲げております。

局長の方も、いろいろ苦勞されていると思いますけれども、本当、全職員頑張ってこの計画どおりに行きますように是非お願いを致します。

と申しますのも、私は昨年も同じことを言っておるわけですね。

そういうことで、今年 27 年度については、良い数字が出るように是非、頑張ってくださいと思います。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 一応きちんとこういうかたちで予算化をさせていただきましたものですから、今、議員がおっしゃったとおり、全く仮定の数字を挙げている訳ではございません。

新病院になりまして、好ましい結果も出ておりまして、そういう数字をベースに、ある意味、期待値、目標値というのは多分には含まれておりますが、それには必ず実行し実績を上げるための数字ということで計上させていただいておりますので、それに向けて成果が出るよう事業管理者以降一丸となって、今年度経営に関しましても取り組みをさせていただきたいと思っておりますので、宜しくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 4 番、谷崎です。

まず、4 ページの一時借入限度額の 20 億円ですね、これのおおよその目安、根拠と、これは 2 分の 1 規定とは関係ない数字ですよ。

それについて、ちょっとお尋ねします。

それと、6 ページの入院収益は 15 億円ということで、前回は 2 億 2,000 万円、15 億円くらい予算を立てて 2 億 2,000 万円くらい減ったんですが、それは医師不足とかいろんな要件があったと思いますけれども、外来収益は 5 億 8,000 万円が前回の実績だったと思いますが、1 億 7,000 万円増えて 7 億 5,000 万円になる根拠ですね、それのご説明をお願いします。

それと、先ほど繰入金の中で 2 分の 1 規定の話であったと思うんですが、要は建設費の 40 億円の内の 2 分の 1 の 20 億円までは一般会計から出していいということで、企業債の返済の 2 分の 1 ずつを一般会計から繰入れているということだと思んですが、ということは結果的に、一般会計から 20 億円は累積して出していくということになることでしょうか。

その 3 点、お尋ね致します。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答え致します。

まず、4 ページの一時借入金の限度額ですが、これは見直しをした方が良かったかどうか、ちょっとすいません、要は従来から 20 億円ということで、これにつきましては、特に建設、病院の建設、そういったことで工事代金とか医療機器の支払いが生じた際に、財源と致しま

す起債とか補助金の入金が間に合わない場合があったら、支払延滞だとかいらない費用を負担することになりますので、それよりも借入れをしてその利息の方を支払うことで、解決しようということで20億円、これは限度額ですから借らなくてすめばそれが一番ベストですし、一応今回は、昨日のように市の方からお借りしたということで、お借りするというということにもなった経緯でございます。

次に、外来患者ですが、これにつきましては、まず病院の方の1日当たりの患者様の見込みを229名ということで、その診療日数が243日になりますので、合計の5万5,644名ということで計上致しました。

病院については、常勤の先生が増えることによりまして、外来患者様も増加するだろうということは想定できるんですが、今の現在の常勤の先生方の診療実績とかをベースに見込んでおるところでございます。

なお、診療所においては、それぞれ医科、歯科、現在の実績数に基づいた見込みをさせていただいて、病院においては、お1人当たりの診療単価を1万2,800円と、これもできれば高いに越したことはないんですが、そんなに高く望んでも別に患者様に負担を強いる訳ではございませんので、一応そのぐらいが妥当だろうということで、お1人当たりの診療単価を1万2,800円ということで、5万5,000人に1万2,800円を掛けたのが7億1,200万円と。診療所の分は医科、歯科分で4,600万円ほどは見込めるということで、そういうかたちでの合計額の7億5,000万円ということで積算をさせていただいております。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） はい、お答えします。

基本的に、議員が言われたような考え方で結構だと思いますが、正式には企業債の元利償還金の2分の1以内を一般会計から繰入れる、その2分の1以内の半分は交付税措置があるというかたちですので、交付税の方は阿蘇市の方に入ってきますので、阿蘇市は半分の半分为交付税に足して、病院の方に繰出すというようなかたちでございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） まず、20億円の限度額については、借りることができるという定めをここでされてますけども、出す時にはまた議会の方で阿蘇市から出すことは規定してませんので、阿蘇市から出す時点においては、しつこいようですけども議会で説明していただいて議決を経るということになりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

2分の1規定のことについては、差し引き10億円くらいと、私は今の計算でいくと思っておりますのでそれで良いと思います。

それと、外来が収益で、先生が増えて収益が増えるということですが、医師の給与が11名で6,800万円となっておりますが、単純に割ると600万円程度になりますので、このぐらいの給与で良いのかなというのがちょっと疑問ですが、その積算根拠が示すことができればお願いします。

それと、もう一つ、累積損失が今まで全適になる前にあったということですが、その累積欠損はどういうふうな現金の処理で処理してたのか、おそらく阿蘇市からの繰入金で損失を

入っていたとしたら、逆に阿蘇市が戻してもらわないといけないのかなと思うんですが、どういう処理をしていたのか、ちょっとお尋ねしたいんですが、宜しくお願いします。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えしたいと思います。

ちょっと、順不同になるかもしれませんが、まず予算書の20億円の借入限度額は一時借入金でございます。

繰入れとかいうことではございませんで、これはあくまでもキャッシュフローの中で不足が生じた時に、市、或いは市中銀行の方から一時的に借入れをさせて、要は資金繰りとしてさせていただくということの限度額ですね。

次に、医師給与が割れば600万円程度だろうということで、大丈夫かということですが、あまり個人情報に関わるのといけませんが、一応ですね、基本給の合計としては賞与を含めて、そういった額になろうかと思います。

当然、それでは、先生方、来ていただくと無理なものですから、後の残りは手当ということで、研究手当等を含めてお出しさせていただいておりますので、別に給料の年報酬額が合計で600万円台とかそういうことではございません。そこは、ご承知下さい。

特別損失、累積欠損とかは複式企業会計ですから、別段、赤字決算でも病院経営とか実際の診療とか運営には支障はない、帳簿上も含めて現金の支出が伴わないものも含めてという額もありますが、要は単年度は収支が経常利益が赤で、その経常利益の赤を積んだものが累積欠損として、また累積赤字という結果になってたということでございます。

一般会計からは法定というかたちの中で、交付税の基礎になる分というかたちでの繰入れは、当然それはずっと恒常的に毎年していただいております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第14 請願第1号 手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願

○議長（藏原博敏君） 日程第14、請願第1号「手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願」を議題と致します。

紹介議員の説明があれば求めます。

6番議員、菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 請願第1号、紹介議員は園田議員と私でございます。

それでは、請願第1号「手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願」についての説明を致します。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べることができ自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することができる環境整備が必要です。ろう者が機会確保を確実に得るためには、手話が言語

としてろう者に活用されるための、具体的な施策が必要であります。

従いまして、議員各位におかれましては、この意見書の主旨にご賛同をいただきますよう、宜しくお願い申し上げます、紹介議員の説明と致します。

宜しくお願いします。

○議長（藏原博敏君） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） すいません、4 行目、5 行目ぐらいに理由の中の、ろう学校では手話を禁止されと書いてあるんですけど、これはこういうことがあったということでしょうか。

すいません、お尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6 番（菅 敏徳君） 手話とは、日本語音声ではなく、手や指、身体等の動きや顔の表情を使う独自の語意や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られたということですが、しかしながら、ろう学校では手話を禁止され、社会では手話を使うことで差別されていた長い歴史があるという事実があったそうです。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、請願第 1 号の質疑は終わります。

ただ今議題となっております、請願第 1 号につきましては、所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第 15 請願第 2 号 青少年健全育成基本法の制定を求める請願

○議長（藏原博敏君） 日程第 15 請願第 2 号「青少年健全育成基本法の制定を求める請願」を議題と致します。

紹介議員の説明があれば求めます。

14 番議員、高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 紹介議員の高宮でございます。

今回、「青少年健全育成基本法の制定を求める請願」ということで、紹介議員をさせていただきました。

青少年健全育成基本法の制定を求める請願と言いますのは、やはり未来の社会を担う青少年の健全育成を願う、これは全国民の願いであります。

しかしながら、今日、我が国の青少年を取り巻く環境、特に I T 環境と言いますか情報技術、この I T 環境の中での青少年に与える影響というのは非常に大きなものと。そういったものを、それから社会環境悪化というのもありまして、青少年を取り巻く全ての状況が有害環境と申しますか、そういう中での青少年が育ってます。

それを、抜本的に法体系を作ることによって、青少年を守っていかうというのが、この青

少年健全育成基本法の制定ということを求める理由であります。

これによって、一貫性のある包括的、体系的な法整備をすることが必要であるということから、議員各位におかれましては、この意見書の主旨にご賛同をいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

推薦者としての説明を終わります。

○議長（藏原博敏君） これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、請願第 2 号の質疑を終わります。

ただ今議題となっております、請願第 2 号につきましては、所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で、議案等の質疑が全て終わりました。

議案となっております、議案第 10 号から議案第 45 号までの議案中、議案第 27 号を除く議案について、及び請願 2 件については、お手元に配布しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託致します。

以上で、本日の日程は全部終了致しました。

これをもちまして、本日の会議を散会致します。

お疲れでございました。

午後 2 時 53 分 散会